

美 作 市
財政の総点検
【第2版】

平成27年11月

美作市企画振興部財政課

美作市 財政の総点検

はじめに・・・1

1 財政状況・・・2

市税収入は、ほぼ横ばいの状態が続いています。・・・2

市税収入は、徴収率が問題です。・・・3

地方交付税の確保に取り組んでいます。・・・4

普通交付税の算定は、正確な統計調査で。・・・5

普通交付税には施設規模に応じて算定されるものがあります。・・・6

高齢者保健福祉費及び産業経済費の普通交付税算定・・・7

普通交付税の合併算定替が縮減されます。・・・8

特別交付税の推移・・・9

美作市は財政力が弱い。・・・10

留保財源は財政力指数に比例・・・11

財政力格差を縮める過疎対策事業債ソフト分・・・12

過疎対策事業債の発行状況・・・13

合併特例債は平成31年度まで。・・・14

普通会計の市債残高は減少しています。・・・15

普通会計の市債残高は債務の質が良くなっています。・・・16

普通会計以外の市債残高は下水道事業への負担が課題・・・17

普通会計の基金残高は増加しています。・・・18

義務的経費は減少しています。・・・19

2 財政指標による健全化判断・・・20

財政指標は改善途上にあります。・・・20

実質公債費比率は低下しているが、下水道事業分が増加・・・21

将来負担比率は充当可能基金残高の増で改善しています。・・・22

経常収支比率は徐々に改善しています。・・・23

3 今後の課題・・・24

作東産業団地は分譲済面積が85%を超えました。・・・24

美作市土地開発公社の経営状況・・・25

赤字経営が続く観光施設① 武蔵の里特別会計・・・26

赤字経営が続く観光施設② 愛の村パーク特別会計・・・27

赤字経営が続く観光施設③ 大芦高原国際交流の村（雲海）・・・28

下水道事業は統合を検討しています。・・・29

農作物の鳥獣被害防止に取り組んでいます。・・・30

ニホンジカの捕獲頭数が増えています。・・・31

電気代など経常経費の削減が課題です。・・・32

美作市発注工事の平均落札率です。・・・33

上下水道料金の統一が課題です。・・・34

新庁舎建設について・・・35

4 今後の収支見通し・・・36

収支不足に転落する恐れがあります。・・・36

推計の考え方・・・37

収支不足にならないようどう対応するか。・・・38

はじめに

平成 26 年 3 月末の萩原市長就任以来、美作市では事務執行における法令順守の徹底や政策決定過程の情報公開の推進、市民協働の精神の市政全般への拡大など「市政の刷新」に取り組んでいます。

平成 26 年度に引き続いて、平成 27 年度も財政のわかりやすい分析と今後の財政収支見通しに係る情報提供を行うため、財政の総点検に取り組みました。そして、市民と情報を共有するため、その内容を「財政の総点検【第 2 版】」として公表することにしました。

財政状況を公表することで、財政に関する規律の維持やコンプライアンスの確立に市民の目が向けられると考えます。美作市は、「最小の経費で最大の効果をあげる」ことを基本に、情報公開に努めながら重点課題の推進に取り組んでまいりますので、市民皆様のご理解とご協力をお願いします。

～普通会計～

地方公共団体の会計は、個々の団体によって設置している特別会計や一般会計が網羅する範囲が異なります。そのため普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、財政状況を比較しています。

一般会計は、教育や福祉、公共施設の整備、市役所の運営など、一般的な行政サービスを行うための会計で、市の会計の中心となるものです。

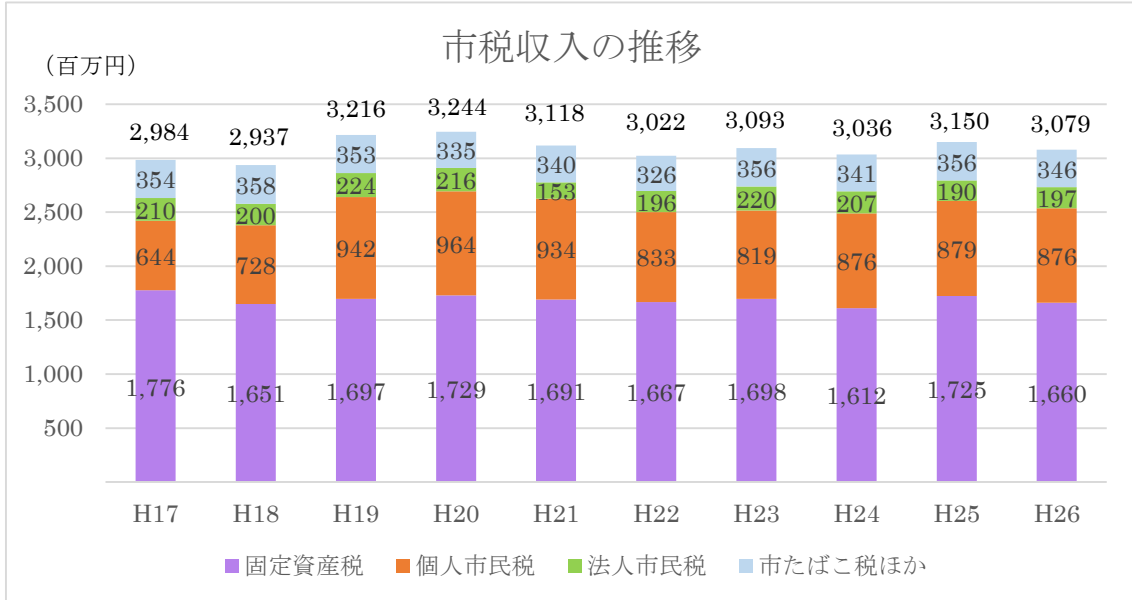
美作市の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計、武蔵の里特別会計、愛の村パーク特別会計で構成しています。（土地取得特別会計は平成 26 年度をもって廃止になりました。）

なお、美作市の企業会計は、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計で、民間企業と同様の公営企業会計を適用しています。

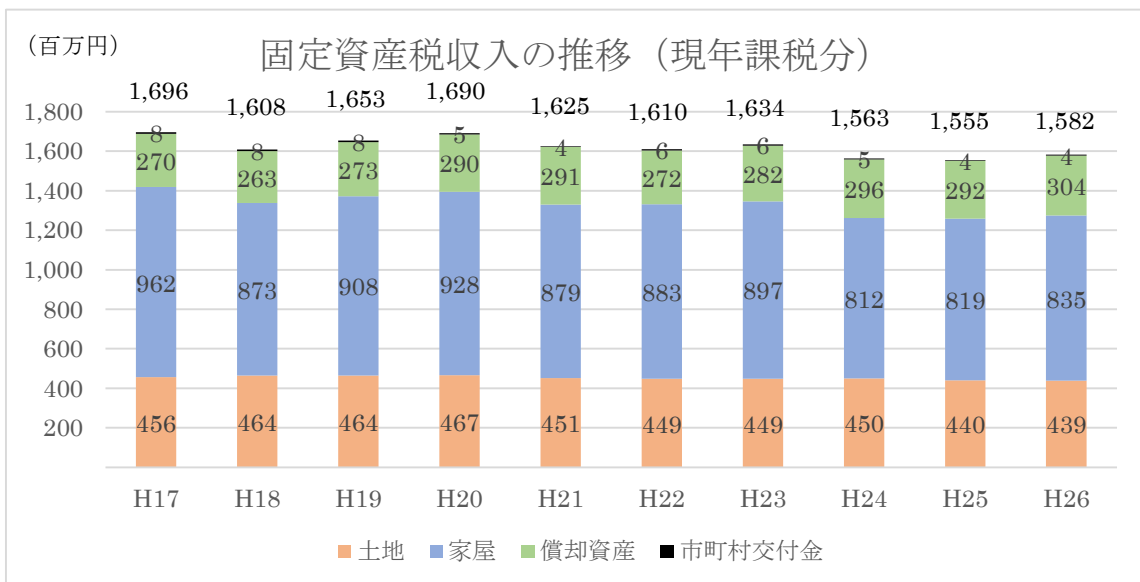
1 財政状況

市税収入は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

市税収入は、平成 19 年度に所得税から市県民税に税源が移譲されたことから増加しましたが、その後はやや減少し、ほぼ横ばいの状態が続いています。



市税収入の半分以上を固定資産税が占めています。平成 25 年度は、大口滞納者の納税により、一時的に滞納繰越分が増収になりました。平成 27 年度も同様に、滞納繰越分が増収が見込まれています。

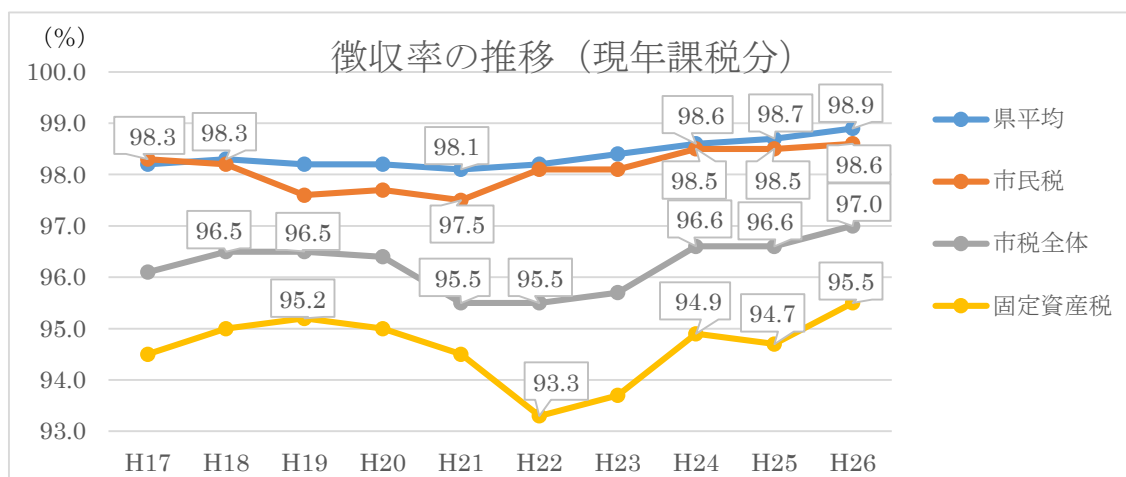


固定資産税収入（現年課税分）の推移をみると、全体では減少傾向にあります。土地は、地価の下落により減少しています。約半分を占める家屋は、3年に一度の評価替え（H18、H21、H24）による経年補正で減少しています。償却資産は、わずかですが増加傾向にあります。

市税収入は、徴収率が問題です。

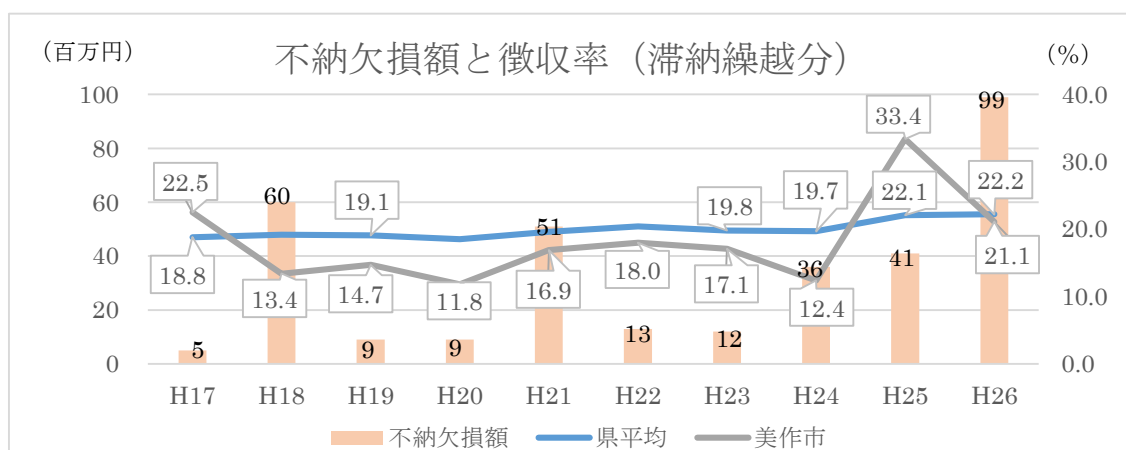
市税の徴収率（現年課税分）の推移をみると、市税全体で県平均を2%程度下回っています。市民税（個人・法人）は、県平均に近く、最近5年間は98%を超えています。固定資産税は、平成26年度は95.5%と改善していますが、低い状況が続いています。

普通交付税の算定では、固定資産税は98%徴収されるものとして計算されますので、徴収率が1%下がると差損は1千2百万円になります。固定資産税の徴収率向上に一層取り組まなければなりません。



滞納繰越分とは、前年度までに課税されたもので、課税した年度内に完納されず、翌年度以降に繰り越された税額のことをいいます。滞納繰越分の徴収率（右軸）は、県平均を下回った状態が続いていましたが、平成25年度は、固定資産税にまとまった収入がありました。平成26年度も20%を超えています。

不納欠損とは、既に収入することを決定した市税などについて、時効の成立や差し押さえる財産がないなどの理由により、徴収することができないことを認定し、翌会計年度に繰り越さない会計処理をすることです。不納欠損（左軸）の大部分は、固定資産税です。平成26年度の不納欠損額は、滞納繰越分を精査したことから9千9百万円と多くなりました。



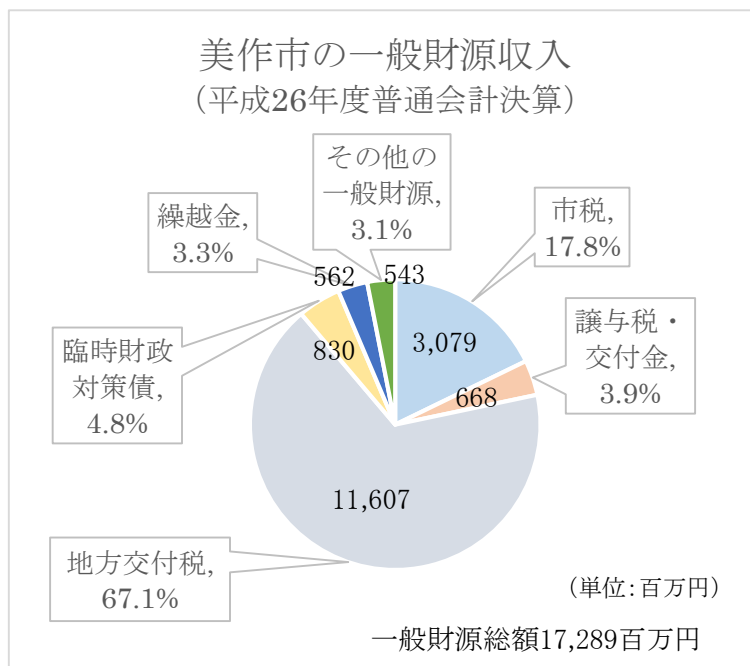
地方交付税の確保に取り組んでいます。

一般財源収入は、お金の使い道が特定されていない、どのような経費にも使用できる財源です。

美作市の平成 26 年度決算をみると、一般財源収入のうち、地方交付税と臨時財政対策債を合わせると 124 億 3 千 7 百万円で、一般財源全体の 71.9%を占めています。

美作市は、全国の 379 合併市が加入する「合併算定替終了に伴う財政対

策連絡協議会」の幹事市として、普通交付税の算定が合併市の実態を反映したものとなるよう活動してきました。その成果として、支所に要する経費や人口密度等による割り増しが入り入れられましたが、引き続き合併市特有の財政需要の実態を反映した算定となるよう国に求めています。



～臨時財政対策債～

臨時財政対策債は、国税 5 税の一定割合とされる地方交付税の原資が、地方交付税の必要額に足りないため、発行することができる代替財源です。本来、市税、地方交付税その他の経常収入で、人件費、物件費その他の経常経費などを賄うところ、地方交付税が必要な額に満たないので、その穴埋めとして臨時財政対策債を発行しています。

臨時財政対策債の用途は自由で、地方公共団体の発行の有無にかかわらず、元利償還金の全額が後年度普通交付税に算入されます。

臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足のため、平成 13 年度から 3 か年の臨時的措置として導入されたものですが、その後も延長されています。地方財政計画をみると、臨時財政対策債の返済を、更なる臨時財政対策債の発行で賄っている状況です。臨時財政対策債は、いわゆる赤字地方債といえます。

美作市の平成 26 年度末臨時財政対策債残高は、86 億 3 千 5 百万円で、普通会計市債残高の 30.4%を占めています。

普通交付税の算定は、正確な統計調査で。

普通交付税の算定には、各地方団体の財政需要を合理的に測定するため、基準財政需要額というものを算定します。基準財政需要額は、地方公共団体毎の標準的な水準における行政を行うために必要な一般財源を算定するもので、行政項目別に次の算式により算出した額を合算することによって行われます。

$$\boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}} \times \boxed{\text{単位費用}}$$

行政項目別に設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、項目別に定められた「単位費用」を乗じた額を算出し、合算するのです。

測定単位に用いられる人口、世帯数並びに林業及び水産業の従事者数は、国勢調査の数値です。農家数は、農林業センサスの数値です。

普通交付税の算定には、いろいろな統計調査の数値が用いられるため、漏れのない正確な調査が求められています。

普通交付税の算定項目と測定単位（平成 27 年度）		
I 個別算定経費		
	項 目	測定単位
	消防費	人口
土 木 費	道路橋梁費	道路の延長、道路の面積
	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人口、都市公園の面積
	下水道費	人口
	その他の土木費	人口
教 育 費	小学校費	児童数、学級数、学校数
	中学校費	生徒数、学級数、学校数
	その他の教育費	人口、幼稚園等の子どもの数
厚 生 費	生活保護費	市部人口
	社会福祉費	人口
	保健衛生費	人口
	高齢者保健福祉費	65 歳以上人口、75 歳以上人口
	清掃費	人口
産 業 経 済 費	農業行政費	農家数
	林野水産行政費	林業及び水産業の従事者数
	商工行政費	人口
総 務 費	徴税費	人口
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数、世帯数
	地域振興費	人口、面積
	地域経済・雇用対策費	人口
	地域の元気創造事業費	人口
	人口減少等特別対策事業費	人口
II 包括算定経費		
	項 目	測定単位
	包括算定経費	人口、面積

普通交付税には施設規模に応じて算定されるものがあります。

普通交付税の算定に用いられる単位費用を算出するために、標準的な地方団体（標準団体）が設定されています。標準団体は、人口、面積、行政規模が市町村のなかで平均的なものとされています。さらに、標準的な経費を算定するため、項目ごとに施設数や人員など標準的な行政規模が設定されています。

標準団体 (市町村)	人口	100,000 人	世帯数	41,000 世帯
	面積	210 k m ²		

行政項目によっては、標準団体の人口に応じて単位費用を設定するのではなく、標準的な施設規模等を設定して単位費用が算定されているものがあります。

道路橋梁費は、道路の延長や面積によって算定されます。平成 27 年度の単位費用を幅員別にみると、次のとおりです。

幅員	道路の面積を測定 単位とするもの (道路維持管理分)	道路の延長を測定 単位とするもの (道路改良整備分)	合 計
9.00m	延長 1 k m 当たり 758,340 円	延長 1 k m 当たり 91,200 円	延長 1 k m 当たり 849,540 円
6.00m	459,600 円	91,200 円	550,800 円
5.00m	383,000 円	91,200 円	474,200 円
4.00m	214,480 円	250,800 円	465,280 円
3.00m	160,860 円	250,800 円	411,660 円
1.50m	22,980 円	342,000 円	364,980 円
幅員 1.50m 未満は算定されません。橋梁は別に算定されます。			

公園費は都市公園の面積に応じて、小学校や中学校費は学校数に応じて算定されます。

項目	測定単位	単位費用 (平成 27 年度)	
公園費	都市公園の面積	1 千 m ² 当たり	36,300 円
小学校費	学校数	1 校 当たり	9,228,000 円
中学校費	学校数	1 校 当たり	9,126,000 円

道路橋梁費の測定単位に用いる道路の延長及び面積は、市町村が作成した道路台帳に記載された市町村道のうち当該市町村が管理するものの延長及び面積、公園費の測定単位に用いる都市公園の面積は、市町村が作成する都市公園台帳に記載された都市公園のうち当該市町村が管理するものの面積です。

小学校費及び中学校費の学校数を測定単位とするものは、学校用務員や学校医、特別支援教育支援員、学校情報化に要する経費などが算定されています。

高齢者保健福祉費及び産業経済費の普通交付税算定

普通交付税の算定のうち、高齢者保健福祉費の測定単位は「65歳以上人口」及び「75歳以上人口」で、どちらも国勢調査の数値が用いられています。

項目	測定単位	単位費用	連乗補正係数	美作市の測定単位当たり算定額
高齢者保健福祉費	65歳以上人口	70,200円	1.043	73,219円
	75歳以上人口	90,300円	1.000	90,300円

(平成27年度普通交付税算出資料(一本算定)から)

「75歳以上人口」を測定単位とするものでは、後期高齢者医療制度に係る経費が測定単位に比例して算定されています。

「65歳以上人口」を測定単位とするものは、介護保険やその他の高齢者保健福祉に係る経費を算定するもので、美作市は人口規模や養護老人ホーム措置者数による割り増しを受けています。

普通交付税の算定のうち、産業経済費の算定では、林業従事者1人当たりの算定額が965,500円(平成27年度算定)と大きくなっています。

項目	測定単位	単位費用	連乗補正係数	美作市の測定単位当たり算定額
農業行政費	農家数	79,600円	1.016	80,874円
林野水産行政費	林業従事者数	250,000円	3.862	965,500円
	水産業従事者数	250,000円	0.394	98,500円
商工行政費	人口	1,320円	1.456	1,922円

(平成27年度普通交付税算出資料(一本算定)から)

農業行政費の測定単位である農家数は、世界農林業センサスという統計調査の数値が用いられています。この場合の農家とは「経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯」のことです。

林野水産行政費の測定単位は、林業従事者数及び水産業従事者数の合計になっており、国勢調査における職業別就業者数の数値が用いられています。商工行政費の測定単位は、国勢調査における人口で、人口規模が小さいことによる割り増しを受けています。

～普通交付税の配分～

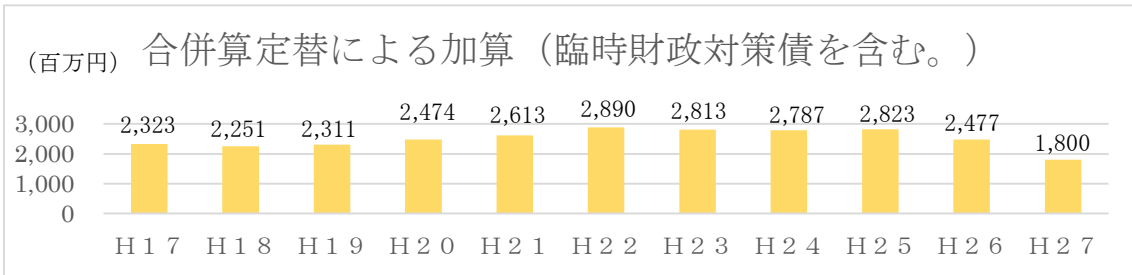
地方交付税総額は、毎年度、国税の法定率分に加え地方財政計画上の財源不足を確保することで、地方全体として決定されています(マクロの財源保障)。個々の自治体の普通交付税は、その総額に整合するように、毎年度、単位費用や補正係数を改定して、配分されています(ミクロの財源保障)。

普通交付税の合併算定替が縮減されます。

美作市の普通交付税は、合併算定替という特例加算措置を受けています。

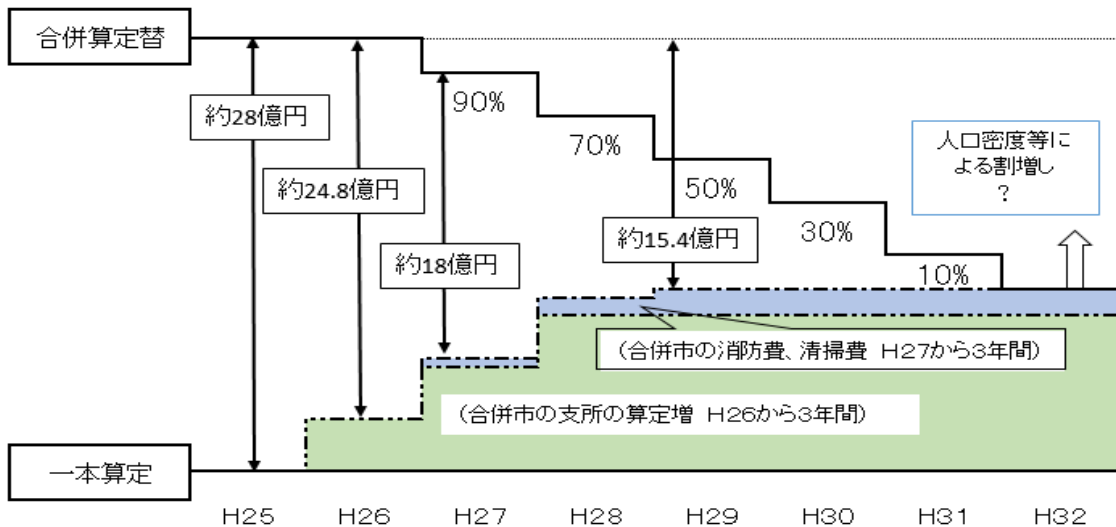
市町村が合併した場合、スケールメリットによりさまざまな経費の節約が可能になるので、一般的には基準財政需要額が減少し、普通交付税額も減少すると考えられます。しかし、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併後10年間は、合併前の市町村が存在するものとみなして計算した普通交付税の合算額を配分することになっています。これを、「合併算定替」と呼んでいます。合併算定替による加算（一本算定との差額）は、合併11年目から段階的に縮減され、16年目からは一つの自治体として算定される一本算定になります。

美作市においても、平成27年度以降、合併算定替による加算が段階的に減額となり、平成32年度から一本算定になります。普通交付税の必要額の不足を補うために特例として発行が認められている臨時財政対策債も、普通交付税と同様に合併算定替による特例加算措置を受けています。



合併算定替による加算は、合併後拡大し、平成25年度の算定では約28億円ありましたが、合併市の支所に要する経費の見直しなどがあり、平成29年度には約15億円になる見込みです。平成27年度の算定では、加算が1割（約2億円）縮減され、約18億円となっています。国は、来年度以降も算定を見直すと言っていますので、更に差額が縮小されることを期待しています。

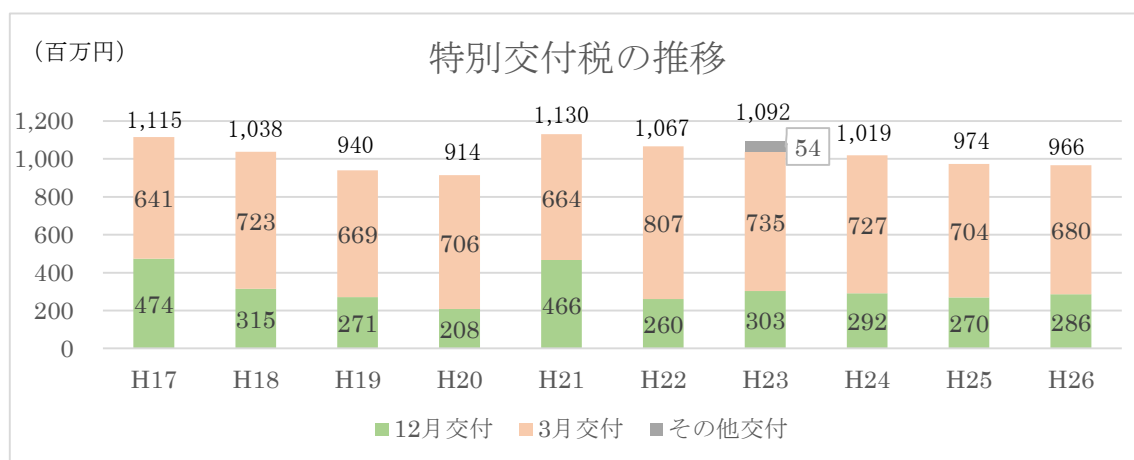
合併算定替縮減の影響と算定見直しのイメージ



特別交付税の推移

地方交付税の財源は、所得税、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額とされています。この地方交付税の総額のうち、94%が普通交付税（平成28年度は95%。平成29年度から96%。）、6%が特別交付税（平成28年度は5%。平成29年度から4%。）とされています。交付時期は12月と3月です。（大規模災害が発生した場合は特例があります。）

特別交付税は、①普通交付税（基準財政需要額）の算定で捕捉されなかった特別の財政需要があること、②普通交付税算定後に生じた特別の財政需要があること、③その他特別の事情があることなどを考慮して配分されるもので、普通交付税制度の画一性や時期的な問題を補完するものです。



美作市の特別交付税の推移をみると、平成17年度は町村合併のため、平成21年度は災害対応のため11億円を超える収入がありましたが、通常ですと9億円程度の収入です。

特別交付税には、算定方法が具体的に明記されたもの（ルール分）と、各団体の財政事情等を考慮して定めるとされているものがあります。算定項目は省令に明記されていますが、交付額の明細は明らかにされていません。ルール分については、数値等を報告しているため、その中身を推定できますが、普通交付税のように明確なものではありません。

美作市に平成26年度に交付されたルール分のいくつかを紹介します。

項目	算定内容等	算定額（推定）
不採算地区病院	大原病院（80床）	101百万円
有害鳥獣駆除	防護柵設置、捕獲奨励費	47百万円
地域おこし協力隊	報酬、活動費など（11人）	40百万円
簡易水道高料金対策	勝田簡水など	24百万円

特別交付税は、自然災害の被災地に手厚く配分されることを考慮すると、安定した財源とは言えません。

美作市は財政力が弱い。

地方交付税のうち、普通交付税の算定には、基準財政需要額と基準財政収入額というものを用います。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を国が交付するものです。

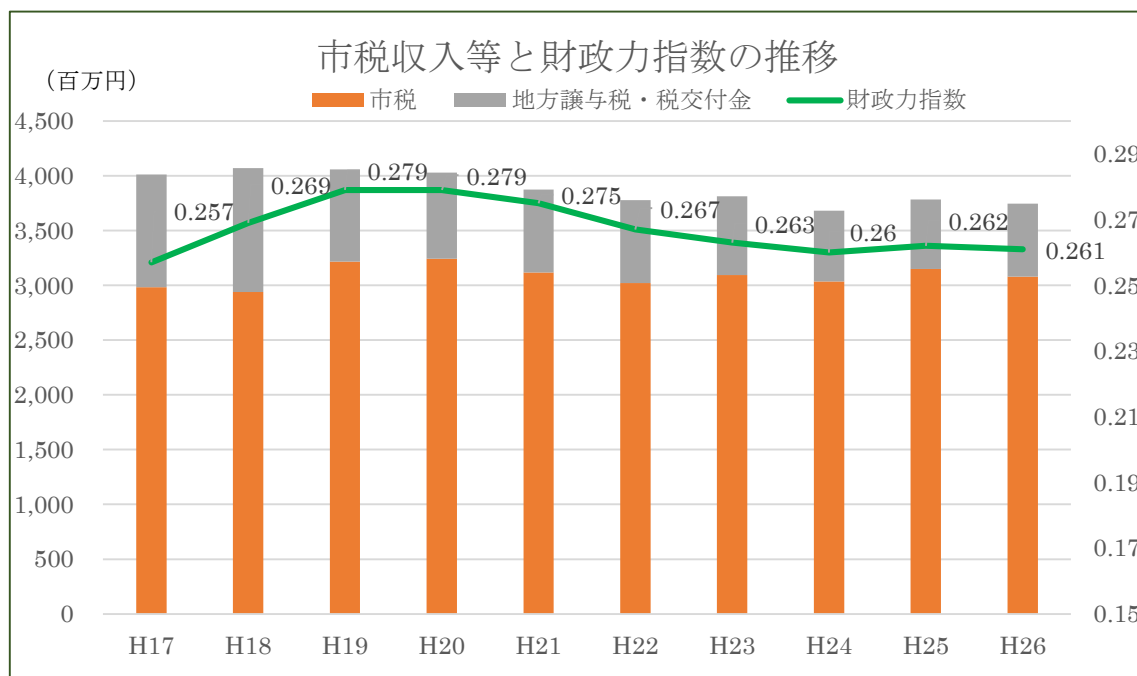
ただし、基準財政需要額は、各地方公共団体において現実に必要とする経費でなく、客観的にあるべき財政需要額を算定するもので、地方公共団体ごとの独自性の強い経費は、必ずしも算入されません。

$$\text{普通交付税} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示すもので、次の算式で算定した数値の過去3か年の平均値をいいます。1を超えると普通交付税が交付されません。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

美作市の財政力指数は、平成20～21年度の0.279をピークに低下し、0.26に近いところを推移しています。そして、財政力指数の推移は、市税と地方譲与税・税交付金の収入合計額の推移とほぼ連動しているといえます。



基準財政収入額には、市税、税交付金のうち75%を算入することになっています。(地方譲与税など、100%算入されるものもあります。) 残りの25%が留保財源といわれています。つまり、市税の全額が算定基礎にならないため、財政力に応じて地方公共団体に保障されている財源に差があることとなります。

留保財源は財政力指数に比例

普通交付税の算定において、基準財政収入額に算入されなかった税収入の25%は、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれています。従って、普通交付税の交付団体であっても、留保財源の部分は、財政力格差となっています。普通交付税は、各団体の収支差を単に補てんするものではないのです。

美作市の普通交付税算定上の留保財源（平成26年度）は、7億7千9百万円です。（次の図のとおり。）

標準財政規模 15,131 百万円		
基準財政需要額（算定上）14,352 百万円		留保財源 （算定上）
普通交付税額＋臨時財政対策債	基準財政収入額	
11,471 百万円	2,881 百万円	779 百万円
基準財政収入額		留保財源
標準税収入額等		
地方譲与税等 （100%）	市税等（市税＋税交付金）	
	市税等の75%	
542 百万円	2,339 百万円	779 百万円

留保財源が設けられているのは、基準財政需要額の把握が完全ではないこと、地方公共団体の徴税努力を損なわないことなどが理由とされています。また、留保財源は、それぞれ独自の財政需要に充てられるべき財源とも言われています。

本市の場合、市税収入が約1千5百万円増えると、財政力指数が0.001上がります。このとき留保財源は、増収額の4分の1（375万円）増えます。財政力の弱い本市にとって、市税収入を確保することはとても大切なことです。

また、地方交付税の算定に用いる統計数値などに漏れがないよう取り組むことも大切です。なお、消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、全額が基準財政収入額に算入されるため、留保財源は増えません。

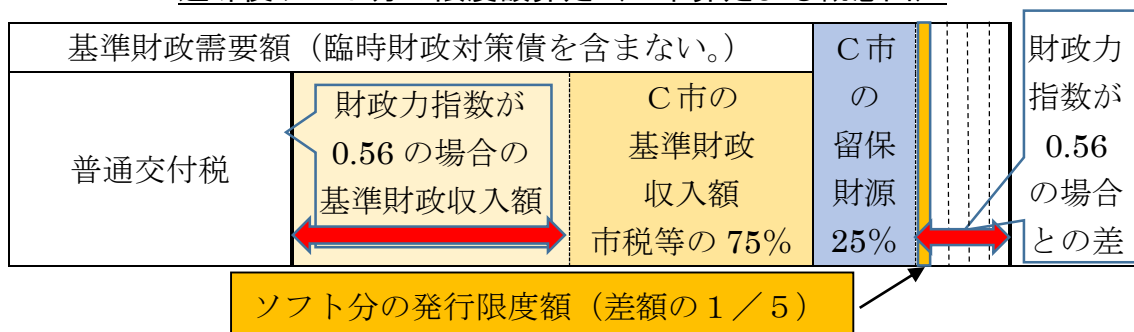
財政力の弱い過疎地域の自治体の多くは、財政力格差を補うため、過疎対策事業債ソフト分を活用しています。過疎債ソフト分は、平成22年度に設けられた制度（平成32年度までの時限立法）で、財政力等を考慮し、市町村毎に発行限度額が設定されています。ソフト分もハード分と同様にその元利償還金の7割が当該償還年度の普通交付税に算入されます。

美作市では、過疎債ソフト分を「中学3年までの子どもの医療費助成」に充てるなど積極的に活用していますが、世代間の負担の公平の原則や財政規律を保持することから、今後の発行額を検討していく必要があります。

財政力格差を縮める過疎対策事業債ソフト分

平成 22 年の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、過疎対策事業債の対象がソフト事業に拡充されました。ソフト分の対象となる事業は、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図る事業です。ソフト分も元利償還金の 70%相当額が当該償還年度の普通交付税に算入されます。

過疎債ソフト分の限度額算定（一本算定による概念図）



過疎団体の要件である財政力指数 0.56 と想定した場合の留保財源との差額の 1/5 がソフト分の発行限度額になっています。美作市の発行限度額は、一本算定では、2 億 1 千 9 百万円（平成 26 年度）ですが、合併前の旧町村毎の限度額の合計が発行限度額となっています。なお、この限度額算定は、全額が基準財政収入額に算入される地方譲与税などは考慮されていません。

○美作市の過疎債ソフト分発行状況（単位：百万円）

年度	発行額 (A)	限度額 (B)	比較 (A)-(B)	比率 (A)/(B)
平成 22 年度	71	257	△186	27.6%
平成 23 年度	199	256	△57	77.7%
平成 24 年度	434	261	173	166.3%
平成 25 年度	332	262	70	126.7%
平成 26 年度	286	264	22	108.3%
合計	1,322	1,300	22	101.7%

平成 24 年度からは発行限度額の 2 倍まで要望できることになり、作東産業団地分譲促進補助金に充当するため、限度額を超えて発行しています。

○過疎債ソフト分を充当した主な事業（平成 22～26 年度）（単位：百万円）

事業名	発行額 (C)	比率 (C)/発行合計
作東産業団地分譲促進補助事業	393	29.7%
乳幼児及び児童生徒医療費給付事業	349	26.4%
地域情報通信施設利活用事業 (CATV 他)	188	14.2%
生活交通路線維持事業 (バス運行)	121	9.1%

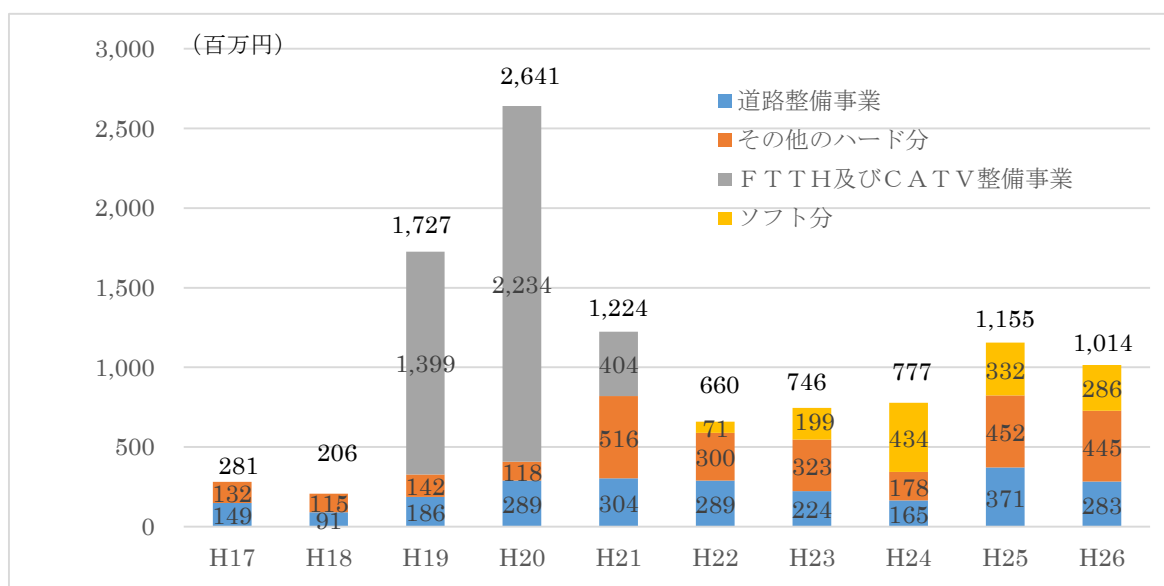
過疎対策事業債の発行状況

合併前の旧町村のうち、美作町を除く 5 町村が過疎地域に指定され、各種施策を展開してきましたが、合併に伴い全市域が過疎地域に指定されました。

過疎対策事業債は、産業の振興や交通通信体系の整備、情報化の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉、医療の確保、教育の振興、集落の整備など、幅広く過疎地域の自立促進、活性化等に資する事業の財源にすることができるものです。元利償還金の 70%相当額が当該償還年度の普通交付税に算入されません。美作市では、様々な事業に過疎対策事業債を活用しています。

○過疎対策事業債の発行状況(普通会計。平成 26 年度まで。)(単位:百万円、%)

事業	発行額	比率
F T T H及びC A T V整備事業	4,037	38.7
市道整備事業	2,352	22.5
その他のハード事業	2,720	26.1
ソフト事業	1,322	12.7
合 計	10,431	100.0



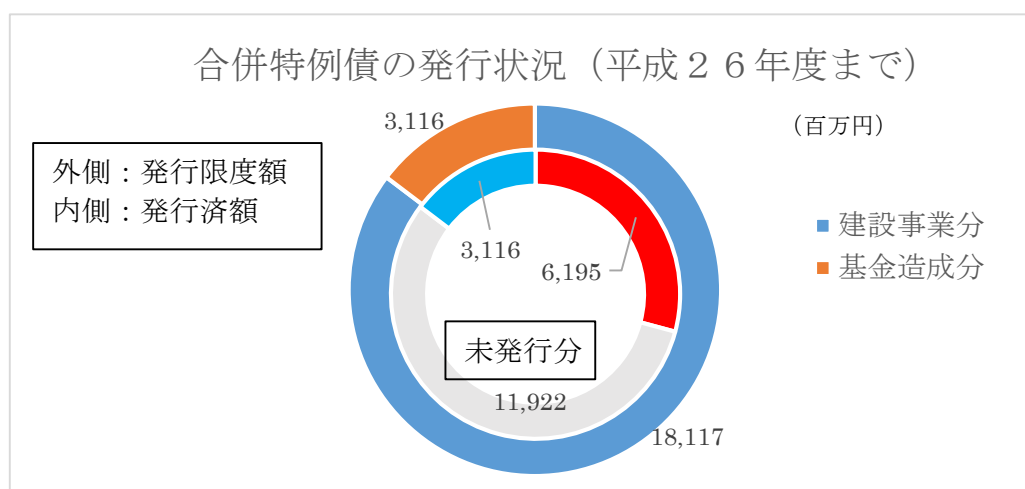
年度別の発行状況を見ると、平成 19 年度～21 年度が、F T T H及びC A T V整備事業のため多くなっています。F T T H及びC A T Vは、更新時期を迎え始める設備機器の更新が課題となっています。

その他のハード事業には、消防施設整備事業(デジタル無線設備を含む。)農林水産施設整備事業(獣肉処理施設を含む。)、保育所整備事業(美作北幼稚園)、介護サービス施設整備事業(やすらぎ荘)、観光施設整備事業、コミュニティハウス等整備事業、通学バス整備事業などが含まれています。

合併特例債は平成 31 年度まで。
 庁舎建設に有利な財源は、合併特例債のみです。

合併特例債は、合併年度とこれに続く 15 か年度（平成 17 年度～平成 31 年度）に限り、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として、借り入れることができる地方債（借入金）です。充当率は、対象事業費の 95% で、元利償還金の 70% 相当額が当該償還年度の普通交付税に算入されます。合併時には、発行できる期間が 10 年間でしたが 15 年間に延長されました。

合併特例債には、建設事業分と基金造成分があり、合併市町村の団体数、人口などに応じて発行限度額が設定されています。



美作市の合併特例債の発行限度額は、建設事業分が 181 億 1 千 7 百万円、基金造成分が 31 億 1 千 6 百万円です。

建設事業分は、平成 26 年度までに発行限度額の 34.2% にあたる 61 億 9 千 5 百万円を発行しています。制度上、過疎対策事業債を充当することができなかった美作クリーンセンター建設事業や小中学校の耐震化整備事業などを行ってきました。発行限度額に比べ発行額が少ない理由の一つに、過疎債(充当率 100%)を優先して活用していることが挙げられます。

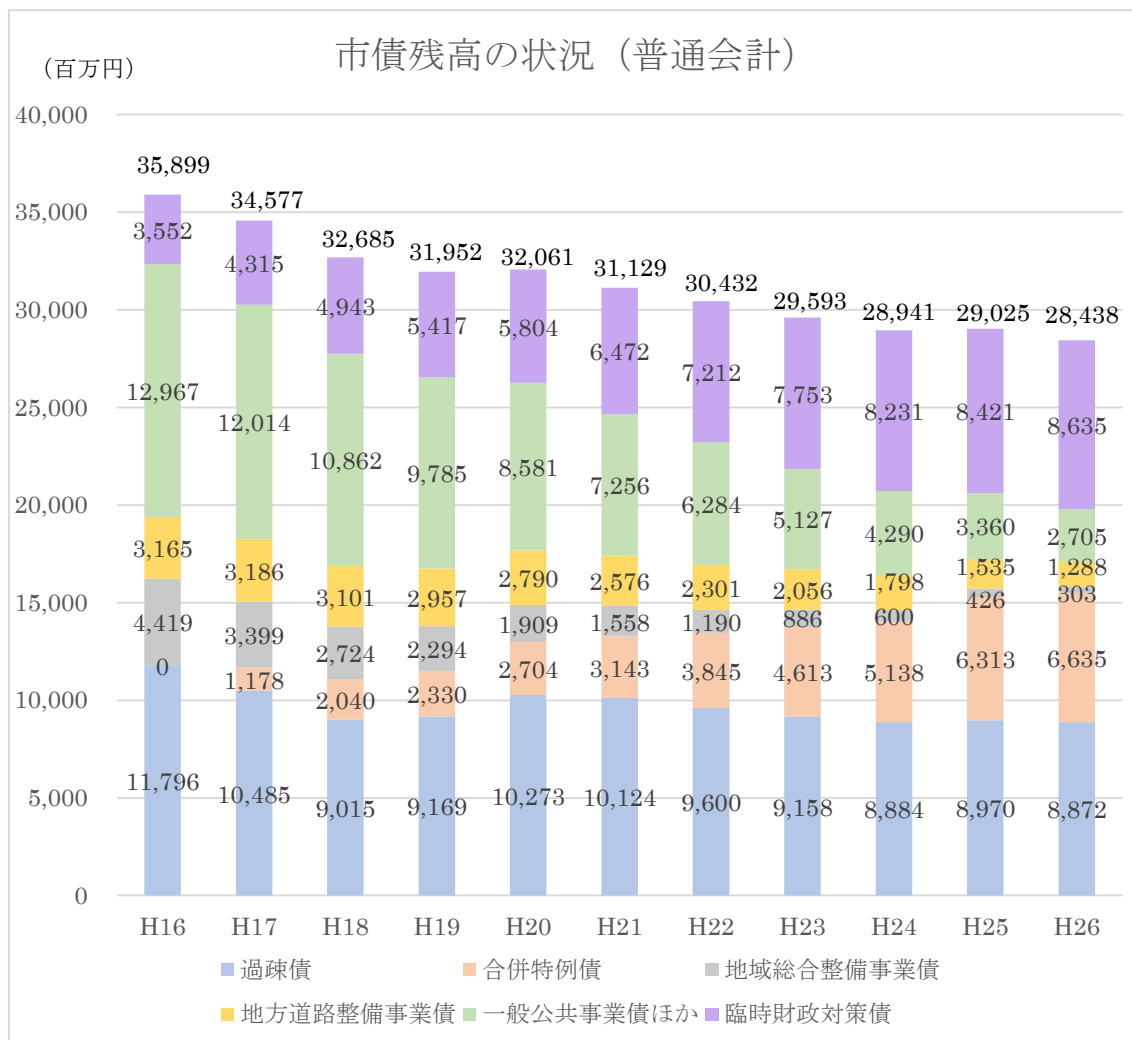
基金造成分は、平成 23 年度までに発行限度額の 31 億 1 千 6 百万円を発行し、地域振興基金として 32 億 8 千万円を積み立てています。

合併特例債の発行は、平成 31 年度が期限です。美作市の本庁舎は、耐震強度が不足するなどの問題を指摘されています。庁舎建設事業のように過疎債を充当することができない事業は、合併特例債を活用しておくことが財政的に有利と考えられます。

また、「公共施設等総合管理計画」に基づいて行う、公共施設の統合整備に伴う既存施設の除却事業が合併特例債の対象になることになりました。南部美化センター及び北部美化センターの取り壊しに充当するため、同計画の策定に取り組んでいます。なお、火葬場の整備は、過疎債が充当できることになりました。

普通会計の市債残高は減少しています。

普通会計の市債残高は、前年度に比べ5億8千7百万円（2.0%）減少しました。合併後10年間では、358億9千9百万円から284億3千8百万円と、74億6千1百万円（20.8%）減少しました。



内訳をみると合併後10年間で、過疎対策事業債の残高は29億2千4百万円（24.8%）減少し、88億7千2百万円に、地域総合整備事業債の残高は41億1千6百万円（93.1%）減少し、3億3百万円に、地方道路整備事業債の残高は18億7千7百万円（59.3%）減少し、12億8千8百万円に、一般公共事業債ほかの残高は102億6千2百万円（79.1%）減少し、27億5百万円になりました。逆に合併特例債の残高は66億3千5百万円（皆増）に、臨時財政対策債の残高は50億8千3百万円（143.1%）増加し、86億3千5百万円になりました。

合併後10年間に任意繰上償還した額は、26億1千6百万円にのびります。

平成26年度末の市債（普通会計の保有債務）の借入利率は、年利0.2%～4.65%で、平均0.81%と前年度に比べ0.13%低下しています。

普通会計の市債残高は債務の質が良くなっています。

市債の発行は、過疎対策事業債や合併特例債など財源的に有利なものを中心に行ってきました。市債残高に対する今後の普通交付税算入見込額をみると、次のようになります。

区 分	H26 年度末残高	法定算入率	算入見込額
過疎対策事業債	8,872 百万円	70%	6,211 百万円
辺地対策事業債	214 百万円	80%	171 百万円
合併特例債	6,635 百万円	70%	4,726 百万円
災害復旧事業債	343 百万円	47.5～99.75%	275 百万円
緊急防災・減災事業債	112 百万円	80%	90 百万円
地域総合整備事業債	303 百万円	55%	298 百万円
地方道路等整備事業債	1,288 百万円	30%	402 百万円
公営住宅建設事業債	395 百万円	0%	0 百万円
一般公共事業債ほか	1,641 百万円	0～100%	1,365 百万円
臨時財政対策債	8,635 百万円	100%	9,018 百万円
合計	28,438 百万円	-	22,556 百万円

平成 26 年度の市債残高 284 億 3 千 8 百万円に対し、225 億 5 千 6 百万円 (79.3%) が普通交付税により補てんされる見込みです。

合併特例債や地域総合整備事業債などの算入見込額が、市債残高に法定算入率を乗じた額に比べ多くなっています。これは、任意に繰上償還をした場合でも普通交付税には、借入時の償還予定に応じて算入されることなどからです。

将来負担比率の算定が始まった平成 19 年度では、市債残高 319 億 5 千 2 百万円に対して、214 億 2 千 4 百万円 (67.1%) が普通交付税により補てんされる見込みでしたので、平成 16 年度の市債残高に対する普通交付税により補てんされる見込額は 60%強程度であったと推定できます。

合併後、市債残高の減に伴って、債務の質がよくなっているといえます。

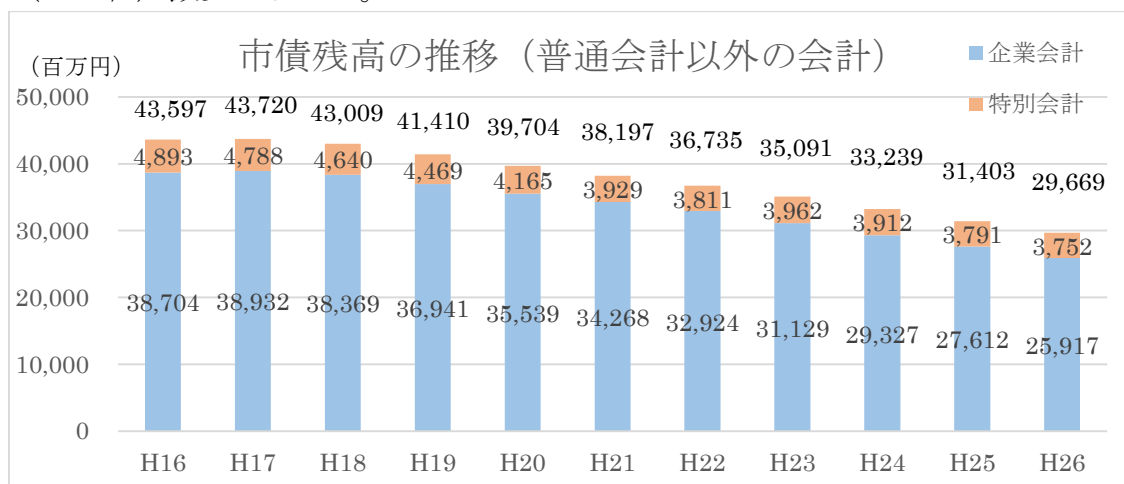
～実額算入方式と理論算入方式～

公債費の普通交付税算入には、実際の元利償還金をもとに算入する実額算入方式と、全国総量の理論償還費を当該団体の発行額に応じて算入する理論算入方式があります。理論算入方式は、実際に返済する各年度の元利償還金に法定算入率を乗じた額とは一致しませんが、算定方法の簡素化の観点から平成 12 年度以降拡大しています。

実額算入方式の地方債は、災害復旧事業債、過疎対策事業債、辺地対策事業債、合併特例債などです。理論算入方式の地方債は、地域総合整備事業債、地方道路等整備事業債、臨時財政対策債などです。

普通会計以外の市債残高は下水道事業への負担が課題

特別会計と企業会計を合わせた、普通会計以外の会計の市債残高は、合併後 10 年間で、435 億 9 千 7 百万円から 296 億 6 千 9 百万円と、139 億 2 千 8 百万円 (31.9%) 減少しました。



これらのうち約 8 割を占めているのが下水道事業会計で、合併後 10 年間で、345 億 4 千 3 百万円から 244 億 4 千 3 百万円と、101 億円 (29.2%) 減少しました。また、美作市が基準を超える繰出しをしている二つの会計の市債残高に対して、今後一般会計が負担する見込み額等は、次のとおりです。

会 計	H27 年度以降の一般 会計負担見込額	左のうち普通交付税 算入見込額
簡易水道特別会計	2,673 百万円	929 百万円
下水道事業会計	22,145 百万円	13,069 百万円

上下水道事業、病院事業などの地方公営企業は独立採算が原則ですが、「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」などは、一般会計等が負担するものとされており、経費負担の基準を「繰出基準」として国が定めています。繰出基準に基づく繰出金 (事業会計では繰入金) には、地方交付税でその一部が補てんされるものが多くあります。しかし、簡易水道特別会計及び下水道事業会計は、使用料収入や基準内繰入金などでは、経費を賄えないため、一般会計が繰出基準を超えて負担しています。

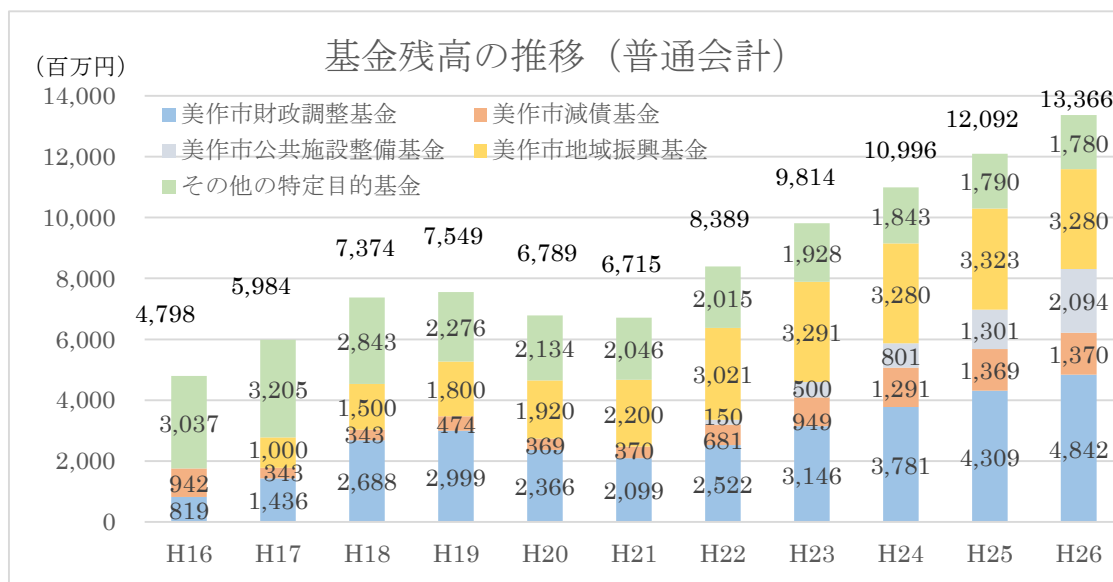
二つの会計への平成 26 年度の繰出額は、次のとおりです。

会 計	基準内繰出金	基準外繰出金	合計
簡易水道特別会計	221 百万円	25 百万円	246 百万円
下水道事業会計	1,648 百万円	739 百万円	2,387 百万円

簡易水道特別会計の高料金対策繰出金は、地方交付税の算定において、旧町村ごとに算定する合併算定替では、旧勝田町分が対象になっていましたが、一本算定では、美作市が対象にならないため、基準内繰出金が減少する見込みです。

普通会計の基金残高は増加しています。

普通会計の基金残高は、合併後 10 年間で、47 億 9 千 8 百万円から 133 億 6 千 6 百万円と、85 億 6 千 8 百万円（178.6%）増加しました。平成 20～21 年度は F T T H 整備事業のため、財政調整基金を取り崩しており、残高が一時減少しました。



内訳をみると、財政調整基金が 40 億 2 千 3 千万円（491.2%）の増に、減債基金が 4 億 2 千 8 百万円（45.4%）の増に、平成 22 年度から積立てを始めた公共施設整備基金が 20 億 9 千 4 百万円（皆増）になりました。

合併特例債（基金造成分）を発行し積み立てた地域振興基金は 32 億 8 千万円（皆増）で、同債の平成 26 年度末の未償還残高は、11 億 9 千 8 百万円です。償還が終了した範囲で取り崩すことが可能ですので、美作市の発展の基盤となる事業への活用が期待されています。なお、同基金のうち 6 億 7 千万円（20.4%）を美作市土地開発公社に貸し付けており、市中銀行の大口定期預金並みの利息を得ています。その他の特定目的基金の合計は、12 億 5 千 7 百万円（△41.3%）の減となっており、美作市土地開発公社基金（△4 億 8 千 4 百万円）や大芦高原国際交流の村運営基金（△2 億 3 千 4 百万円）などの減によるものです。

全会計の基金残高の合計は、次の表のとおりです。特別会計の基金は、国保事業

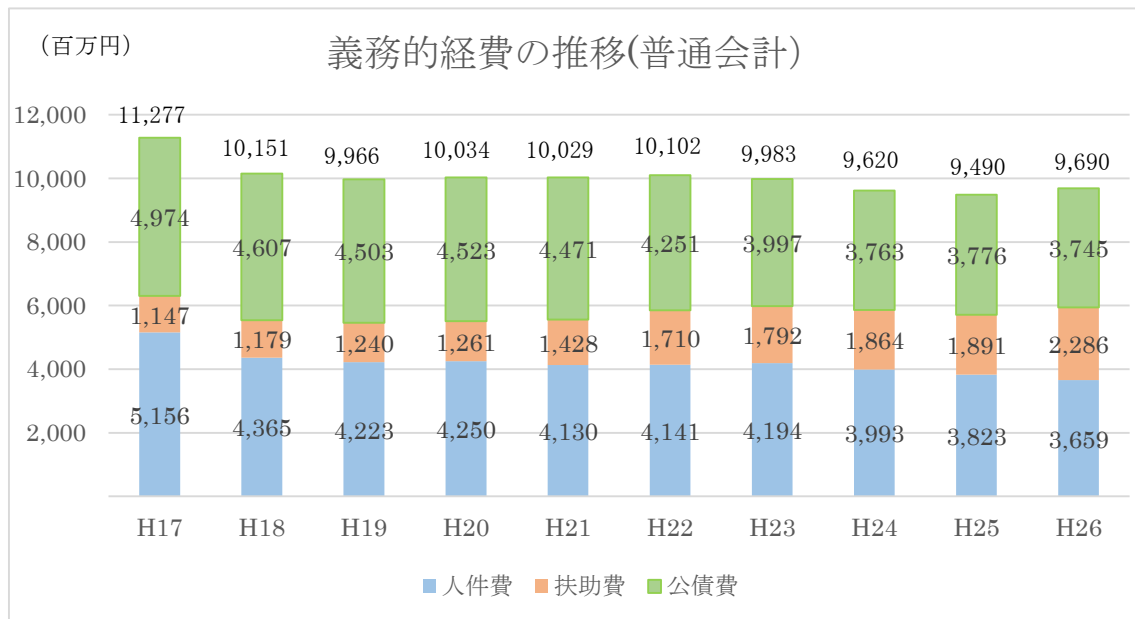
会 計	H 2 6 年度末残高
普通会計	13,366 百万円
特別会計	798 百万円
企業会計	634 百万円
合 計	14,798 百万円

財政調整基金、診療所施設整備基金、簡易水道財政調整基金などです。企業会計の基金は、下水道事業のものです。

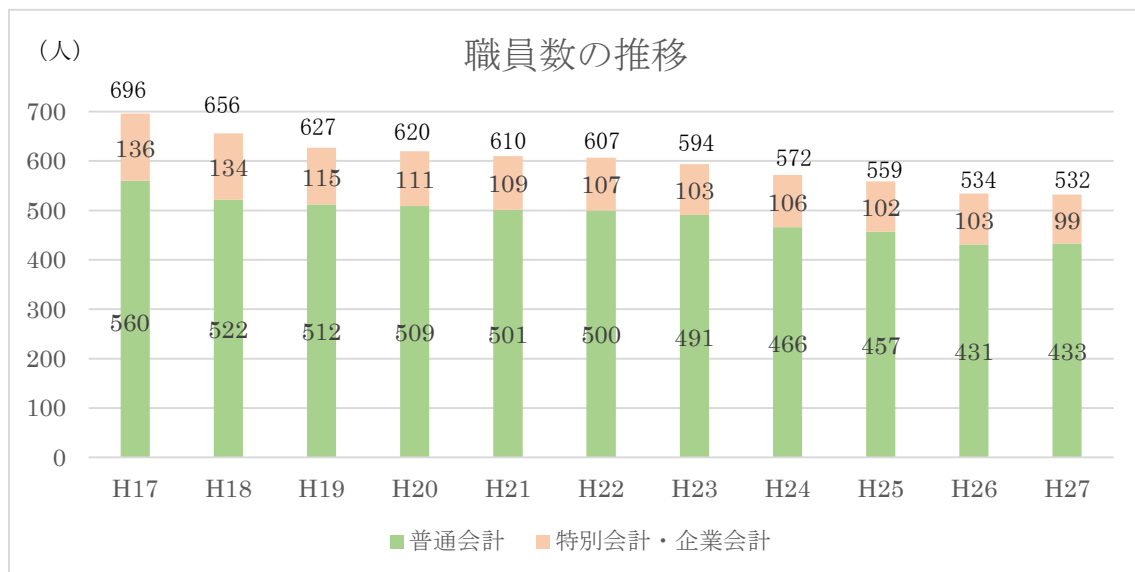
上水道事業及び病院事業は、決算では資産の部に 10 億円以上の現金預金がありますが、基金は設けていません。

義務的経費は減少しています。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、合併当初の平成17年度に112億7千7百万円だったものが、平成26年度には、96億9千万円まで減少しました。平成26年度は、平成25年度に比べ増額になっていますが、これは物件費に計上していた保育園運営経費を平成26年度から扶助費に計上することになったためです（影響額2億7千6百万円）。



職員数は、集中改革プランで目標としていた「合併から10年で150人の削減」を1年前倒しで達成しており、合併当初696人いた職員は、平成27年4月には532人と、164人（23.6%）の減少となっています。



安易な職員数の削減は、行政サービスの低下につながる恐れがあります。業務の効率化を図るとともに、民間への業務委託を推進しています。

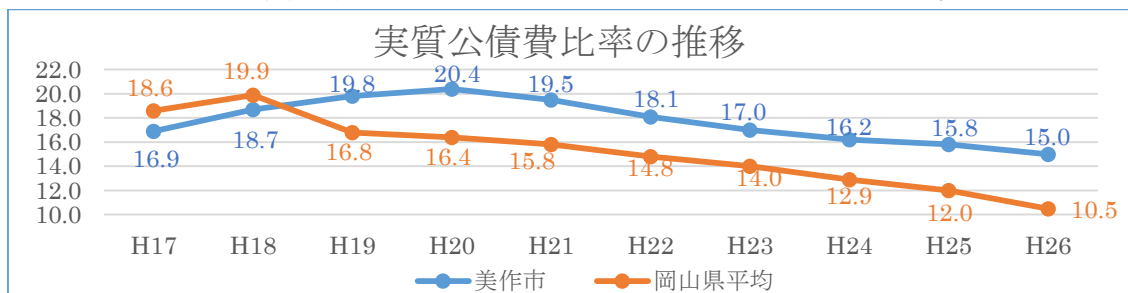
2 財政指標による健全化判断

財政指標は改善途上にあります。

美作市の主要な財政指標である実質公債費比率、将来負担比率及び経常収支比率は、何れも改善していますが、まだまだ改善の途上にあり、岡山県内の市町村平均と比べると高い状況にあります。

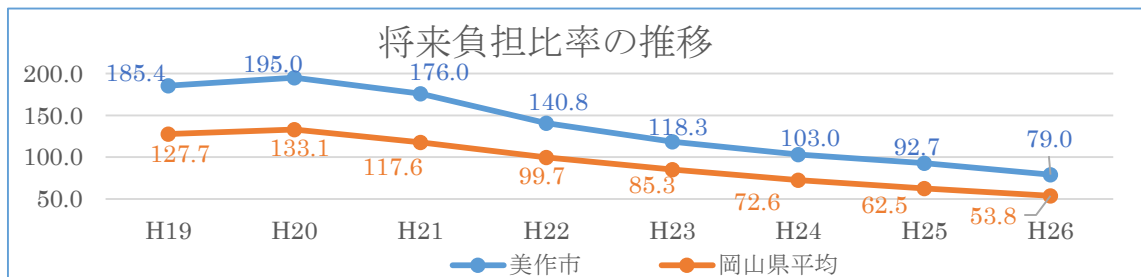
(1) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費等の負担度合いを判断するもので、25%以上になると早期健全化団体になり、起債が制限される重要な指標です。借入金の返済と利払いである公債費は、弾力性が乏しいことから注意が必要です。



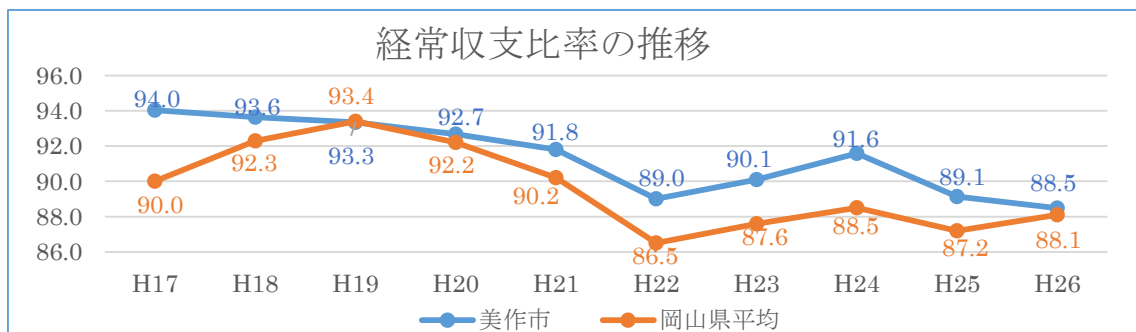
(2) 将来負担比率

実質公債費比率が公債費等の支払いの3か年平均を用いる指標であるのに対し、将来負担比率は、将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化したものです。財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、350%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定を義務付けられます。



(3) 経常収支比率

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。下げれば低いほど財政運営に弾力性があることを示すものです。

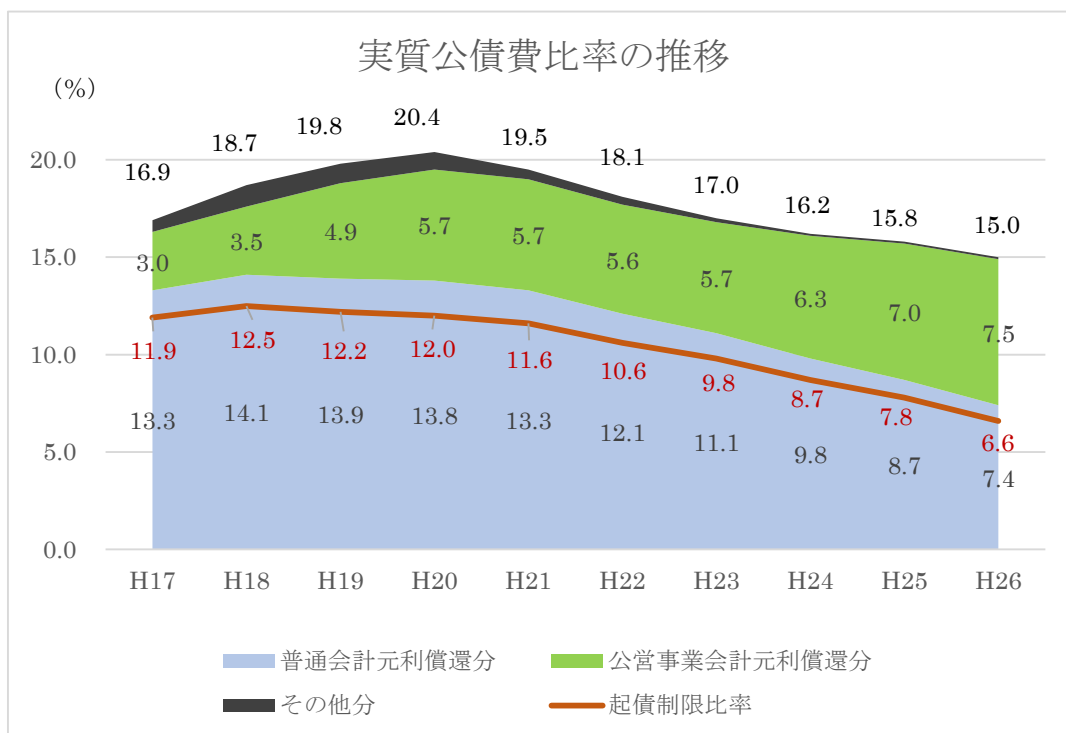


実質公債費比率は低下しているが、下水道事業分が増加

地方債の発行は、昭和 52 年度以降、起債制限比率により制限されてきましたが、平成 18 年度の改正で、実質公債費比率により制限されるようになりました。

起債制限比率は、毎年度継続的に収入される市税や普通交付税などの財源（標準財政規模）のうち、普通会計における市債の元利償還金（普通交付税で措置されたものを除く。）に充てられた財源の割合で表していました。

実質公債費比率は、普通会計における市債の元利償還金のみでなく、公営事業会計や一部事務組合における市債等の元利償還金のうち、一般会計が負担するものを加えて、その割合を算定するもので、通常前 3 年度の平均値を用います。18%以上の場合、市債発行に国県の許可が必要となります。25%以上の場合、一定の地方債の起債が制限され、35%以上の場合は、さらに制限の度合いが高まります。



本市の実質公債費比率は、平成 20 年度の 20.4% をピークに年々低下し、平成 26 年度は 15.0% となっています（積上げ面グラフ）。しかし、普通会計分が平成 18 年度をピークに減少しているのに比べ、公営事業会計分が増加しています。これには、下水道事業会計の公債費の支払いに一般会計が多額の負担を続けていることが影響しています。美作市の下水道事業は、地形的条件から効率が悪く、大都市のような運営はできない状況です。

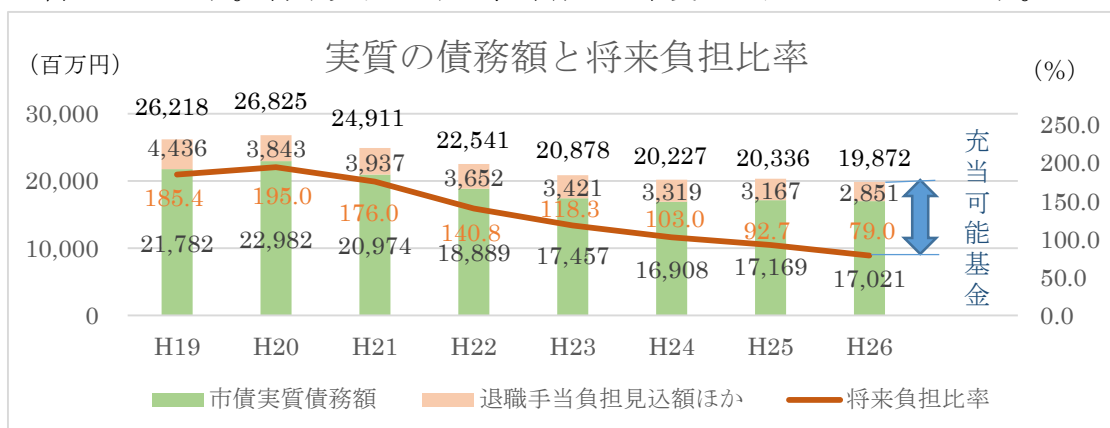
平成 21 年度まで公式に用いられていた起債制限比率をみると、普通会計分と同様に低下し、平成 26 年度は 6.6% となっています（折線グラフ）。

将来負担比率は充当可能基金残高の増で改善しています。

将来負担比率は、普通会計の市債残高や公営事業会計の市債残高に対する普通会計の負担見込額など、将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）の標準財政規模に対する割合で、将来の財政の圧迫度を示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{元利償還金に係る普通交付税算入額} - \text{充当特定財源収入見込額} - \text{充当可能基金額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金に係る普通交付税算入額}}$$

将来負担額には、債務負担行為に基づく支出予定額や一部事務組合の組合債残高のうち普通会計の負担見込額、年度末に全職員が退職した場合に必要な退職手当の積立不足額、第三セクター等の負債のうち普通会計の負担見込額などを含んでいます。将来負担比率は、平成 19 年度から用いられています。



将来負担額から充当可能基金を差し引く前の実質の債務額（棒グラフ）は、平成 20 年度をピークに減少し、平成 26 年度には 198 億 7 千 2 百万円になりましたが、近年は横這いの状況です。しかし、充当可能基金残高が増加しているため、将来負担比率は平成 26 年度では 79.0%（折線グラフ）に改善しています。

充当可能基金は、財政調整基金はじめとする普通会計の基金に特別会計の基金の一部を加えたもので、平成 26 年度では 110 億 8 千 1 百万円となっています。ただし、地域振興基金（残高 32 億 8 千万円）は、法令の規定により地方債の償還に充てることができないため、充当可能基金に含まれていません。

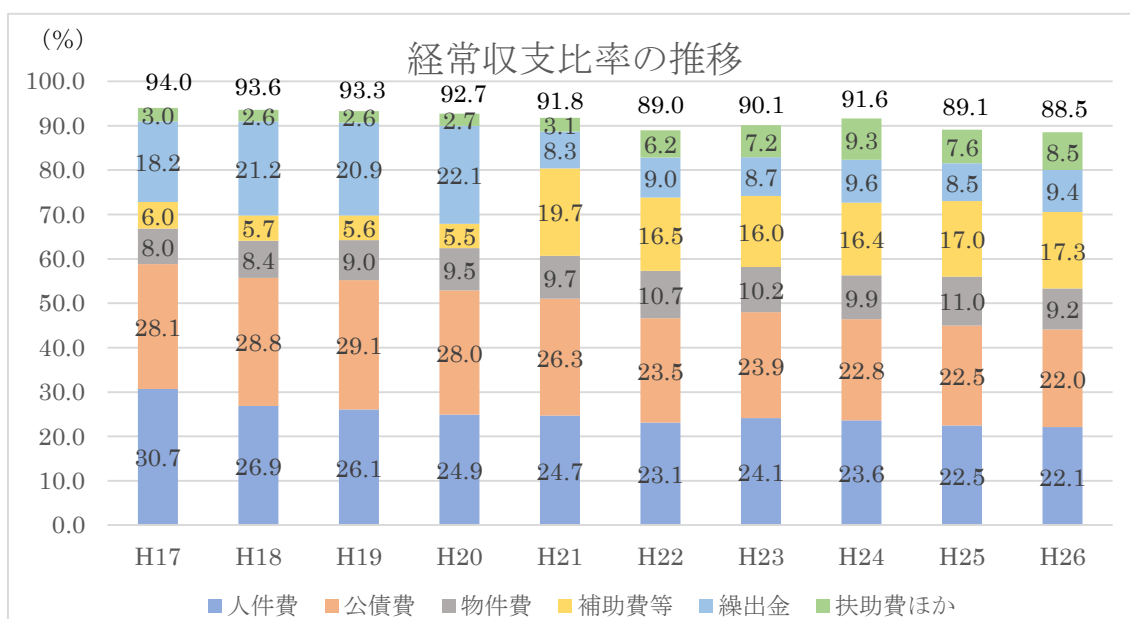


将来負担比率算定の分母に用いる標準財政規模は、ほぼ同じ水準を推移しています。

経常収支比率は徐々に改善しています。

経常収支比率は、人件費や公債費などの経常的な経費に、市税や普通交付税、地方譲与税など経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを見ることによって、財政構造の弾力性を判断しようとするものです。地方交付税のうち、普通交付税は経常的収入、特別交付税は、臨時的収入とされています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源収入} + \text{臨時財政特例債等}}$$



本市の経常収支比率は、合併当初（平成17年度）94.0%であったものが、平成21年度以降90%近辺を推移しています。

内訳をみると、人件費及び公債費の比率は、低下していますが、物件費、補助費等及び繰出金の比率は、ほぼ同じ水準を推移しています。扶助費が経常経費充当一般財源に占める割合は小さいですが、その比率は、上昇傾向にあります。



経常収支比率算定の分母となる経常一般財源収入は、平成22年度を除いてほぼ同じ水準を推移しています。

平成22年度は、経常一般財源収入のうち、地方交付税及び臨時財政対策債が大きく伸びたことにより、全国的に経常収支比率が改善しました。

3 今後の課題

作東産業団地は分譲済面積が 85%を超えました。

作東産業団地は、町村合併前に英田土地開発公社（作東町）が、上福原及び竹田地内に造成し、平成 10 年度に完成したものです。現在、14 区画中 11 区画、分譲面積 34.16ha 中 29.17ha (85.4%) が分譲済となっています。（予約済を含めると 12 区画、31.75ha (92.9%)）

作東産業団地の立地企業は 8 社で、従業員数は、436 名（平成 27 年 4 月現在）。平成 26 年度に立地企業が納めた固定資産税は、5 千万円を上回っています。

作東産業団地への企業誘致には、独自の優遇措置を設けて取り組んできました。平成 26 年度までに支出した補助金は、次のとおりです。



○作東産業団地分譲促進補助金等（平成 26 年度まで）（単位：百万円）

項目（補助の内容）	企業	金額
土地代（取得面積などに応じて、土地代の 30～55%。）	8 社	1,281
移転費（機械設備等の移転費用の 2 分の 1 以内。）	6 社	266
高速道路料金（年間 5 百万円限度で、3 年間。）	8 社	51
電力安定供給（専用配電線の設置が必要だったため。）	1 社	7
合計	8 社	1,605

※市町村合併国県補助金 372 百万円、過疎債ソフト分 377 百万円を充当。

○企業立地奨励金等のうち作東産業団地分（平成 26 年度まで）（単位：百万円）

項目（補助の内容）	企業	金額
企業立地（固定資産評価額の 3%、新規雇用 1 人 10 万円など。）	7 社	347
工場設置（固定資産税 3 年間 10/10、水道料の一部 5 年間 1/3）	7 社	43
合計	7 社	390

※県補助金（企業立地奨励金）231 百万円、過疎債ソフト分 16 百万円を充当。

美作市独自の助成制度は、今後見直す必要があります。

美作市土地開発公社の経営状況

美作市土地開発公社の前身は、美作町と作東町が設立していた英田土地開発公社です。作東町は、この公社の債務について47億8千9百万円を限度に保証し、作東産業団地などを分譲していました。合併後10年間で、公社の経営状況は大きく変わりました。土地の売却により、借入金は減少しましたが、売却価格が簿価より安いいため、損失が拡大しています。

○美作市土地開発公社決算 貸借対照表から (単位：百万円)

	H17.3.31 現在	H27.3.31 現在	増減
資産合計	4,889	2,057	▲ 2,832
現金・預金及び未収金	92	79	▲ 13
土地	4,797	1,629	▲ 3,168
公有用地	0	349	349
負債合計	4,656	1,680	▲ 2,976
流動負債（借入金）	4,641	1,680	▲ 2,961
固定負債（保証金）	15	0	▲ 15
資本合計	233	377	144
資本金	10	810	800
利益・欠損金	223	▲ 433	▲ 656

美作市土地開発公社の債務が履行されない場合に代わって弁済することなどを目的に、美作市土地開発公社基金が設置されています。この基金は、旧作東町が土地の簿価と実勢価格の差額を補うために設置していた英田土地開発公社債務保証基金5億円を引き継いだものです。平成17年度には、中国道作東インターチェンジ設置のため設立していた東部作州総合開発株式会社の清算金3億1千1百万円を充てて、基金残高を8億1千2百万円としました。平成19年度には、この基金を取り崩して8億円を公社に増資しています。

作東産業団地は、平成26年度までに8社を誘致したことにより借入金は、合併時に比べ29億6千1百万円減少し、16億8千万円となっています。（美作市の委託により取得した公有用地分を除くと13億3千万円。）平成18年6月から、資金の一部を美作市が貸し付けていましたが、平成21年度から、全てを美作市が貸し付けており、金融機関からの借入はありません。市からの貸付けは、美作市地域振興基金の一部を運用したものです。

損益をみると、土地の簿価と売却価格の差額や借入金の利子支払などのため、平成26年度までに6億5千6百万円の損失が生じました。

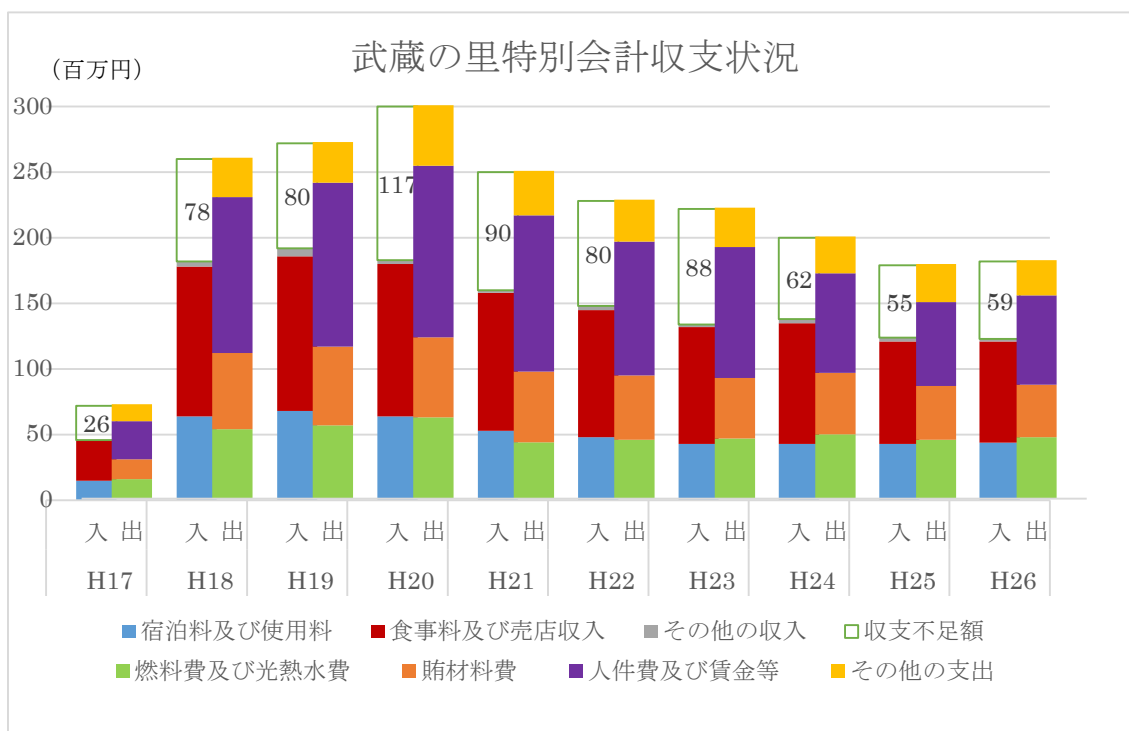
作東産業団地の売却で債務超過に陥ることはありませんが、桃山産業団地（宮原地内）など未分譲地の売却が課題です。

赤字経営が続く観光施設① 武蔵の里特別会計

武蔵の里特別会計で運営している施設は、大原町が都市と農村の交流や観光振興などを目的に平成9年度までに、宿泊施設（研修センター（五輪坊）及び交流館）、入浴施設及びプール（クアガーデン）、農産物等販売施設（楽市楽座）、武蔵資料館などを整備したものです。

大原町は、これらの施設を運営するため平成9年に(株)リゾート武蔵の里を設立、平成16年度決算では1億1千9百万円の繰越欠損金を抱えていました。しかし、大原町が増資し、資本金を1億5千万円としていたことから、債務超過には陥っていませんでした。美作市は、この会社を平成17年11月に清算し、その後は、武蔵の里特別会計を設置し、直営で運営しています。

特別会計の収支状況は、毎年度赤字で、収支不足相当額を一般会計から繰り入れています。平成26年度までの繰入額の合計は、7億3千8百万円です。その他、一般会計では施設整備のための借入金（市債）の返済金5億7千1百万円（普通交付税により補てんされた額を除く。）や人件費、修繕料などの一部も負担しています。今後、施設や設備の老朽化への対応も課題となります。



平成19年度のクアガーデン（温泉、プールなど）入館者数は、町村合併以来最高の11万人で、全体の収入も最高でした。収支不足額は、平成20年度が1億1千7百万円と最高となりました。平成21年度から温水プールの営業期間を短縮し、平成23年度からは夏休み期間中のみとしました。平成26年度のクアガーデン入館者数は、4万9千人に減少、収支不足額は、5千9百万円でした。

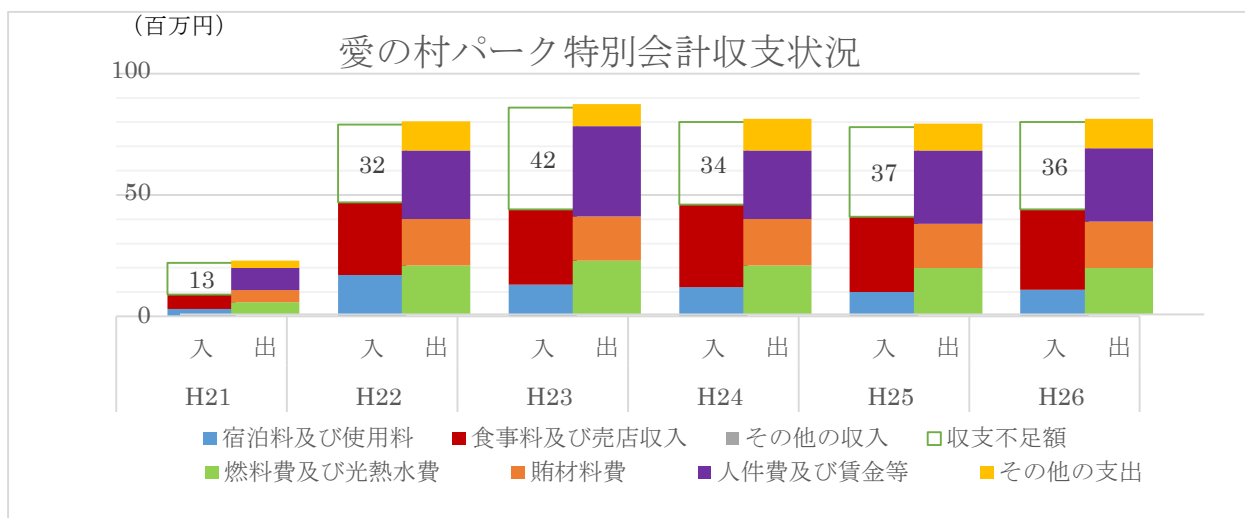
平成27年度には経営改善に向けて、全国で同様の施設の業務改善の実績のある企業に業務管理指導をお願いしています。

赤字経営が続く観光施設② 愛の村パーク特別会計

愛の村パークは、東栗倉村が農産加工品等の販売や都市住民との交流を図ることなどを目的に、平成10年度までにレストラン、売店、体験工房、コテージ、ガーデンエリアなどを、平成14年度に入浴施設を整備したものです。

東栗倉村は、これらの施設を運営するため平成9年に(株)愛の村を設立。平成17年決算では1億5千5百万円の繰越欠損金を抱えていましたが、東栗倉村が増資し、資本金を2億円（うち東栗倉村分94.6%）としていたことから、債務超過には陥っていませんでした。美作市は、愛の村パーク運営のため年間1千6百万円の指定管理料をこの会社に支出していましたが、赤字経営が続いたため、東栗倉村から引き継いだ(株)愛の村運営基金を財源に8千4百万円を増資し、平成21年末にこの会社を清算しました。その後は、愛の村パーク特別会計を設置し、直営で運営しています。

特別会計の収支状況をみると、毎年度赤字で、収支不足相当額を一般会計から繰り入れています。各年度の赤字額は、当該年度の人件費及び賃金等の合計額を上回っています。平成26年度までの繰入額の合計は、1億9千5百万円です。その他、一般会計では、施設整備のための借入金（市債）の返済金2億2千8百万円（平成26年度までの償還分で、普通交付税により補てんされた額を除く。）や修繕料の一部なども負担しています。今後、施設や設備の老朽化への対応も課題となります。



愛の村パークの利用者数は、平成22年度は3万5千人でしたが、平成26年度は、2万6千人と減少しています。平成25年度から入浴施設を冬季（11月～3月）休業しています。平成26年度の収支不足額は、3千6百万円でした。

平成27年度には経営改善に向けて、全国で同様の施設の業務改善の実績のある企業に業務管理指導をお願いしています。

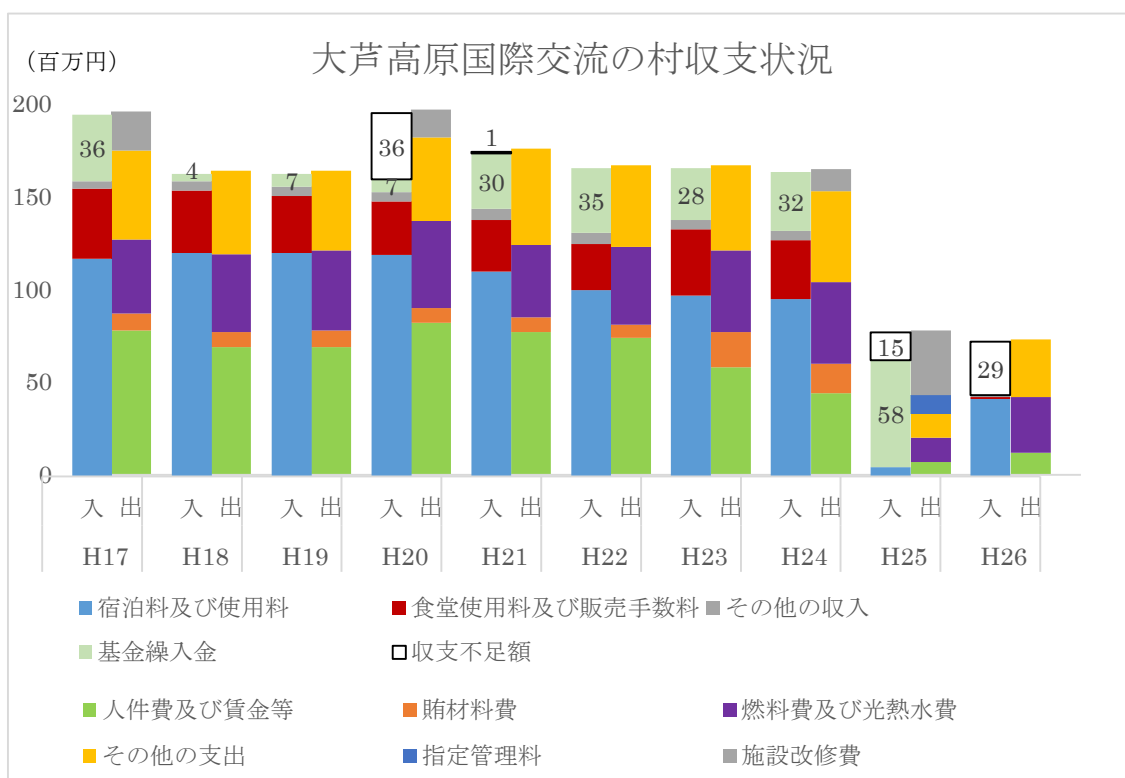
赤字経営が続く観光施設③ 大芦高原国際交流の村（雲海）

大芦高原国際交流の村（雲海）は、英田町が余暇活動の充実や健康増進、観光振興などを目的に平成16年度までに、宿泊施設、バンガロー、入浴施設、プール（夏季のみ）、テニスコート、体育館、グランドゴルフ場などを整備したものです。

英田町は、これらの施設を一般会計で運営し、町村合併時には、施設を整備するための基金として2億7千2百万円を積み立てていました。美作市は、これらの施設を引き続き一般会計で運営するとともに、運営経費に基金を充てることができるよう平成17年7月に基金条例を改正しました。

大芦高原国際交流の村の収支状況は、毎年度赤字で、収支不足額の全部又は一部に充てるため、大芦高原国際交流の村運営基金を取り崩してきました。平成26年度までの基金取崩額は、施設改修に充てたものを含めて2億3千7百万円、一般会計での補てん額は、8千1百万円です。

その他、出資金4千7百万円、施設整備のための借入金（市債）の返済金7億6千3百万円（平成26年度までの償還分で、普通交付税により補てんされた額を除く。）や人件費、修繕料などの一部も負担しています。今後、施設や設備の老朽化への対応も課題となります。



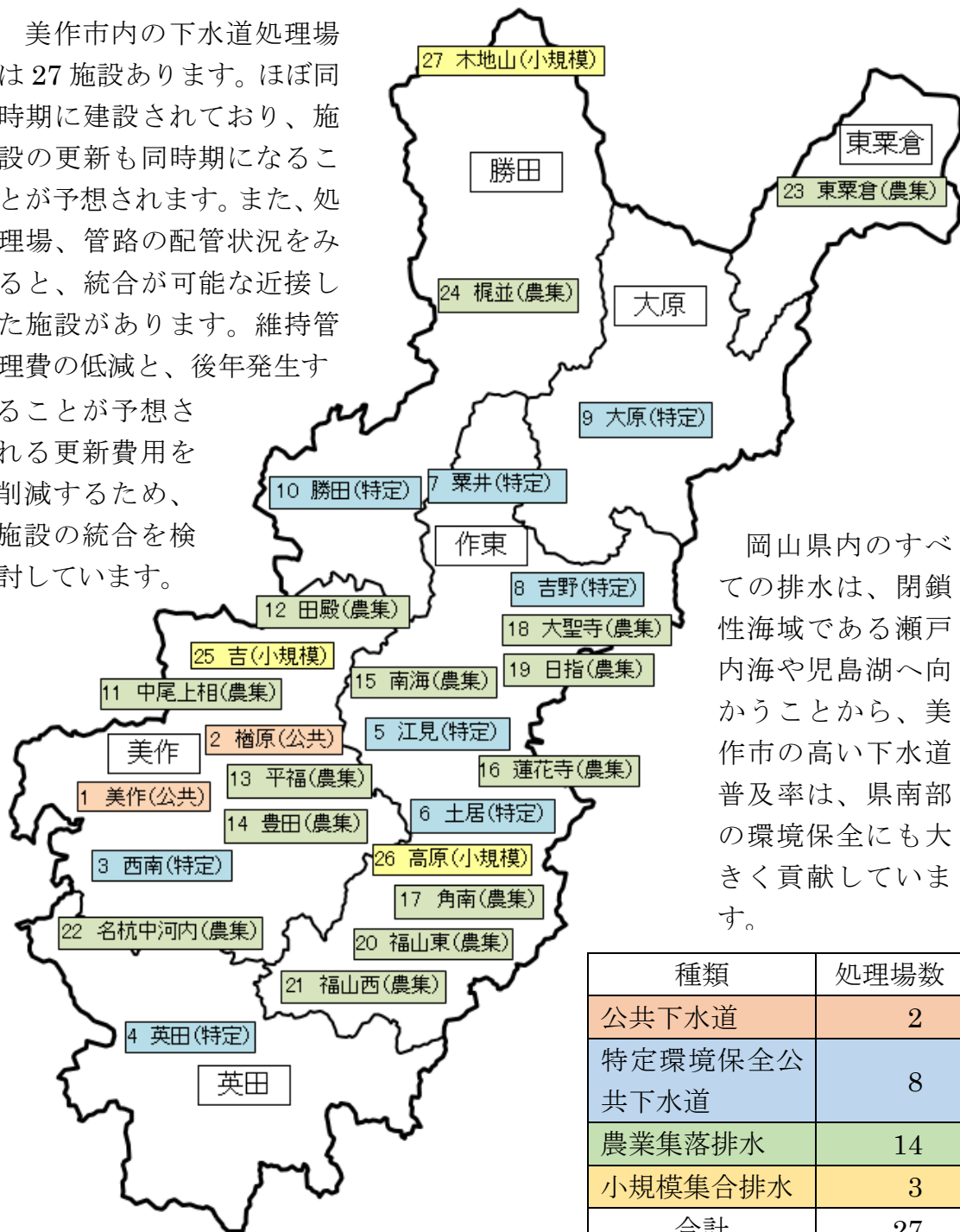
平成25年度には、経営改善を図ろうと(株)雲海を設立し、指定管理料1千万円で運営を委ねましたが、経営状況が悪化し、改装オープン（7月）からわずか5か月で、一時閉館となりました。再オープン後は、直営で運営しています。食事の提供や本館の宿泊部門を休業していますが、収支状況は改善していません。

下水道事業は統合を検討しています。

美作市の下水道事業の基幹整備は、平成 24 年度に完了しましたが、運営が赤字であることに加え、市債の返済が必要なことから、長期にわたり多額の一般会計からの補助が必要な状況です。

下水道は、機能が停止すると日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼします。美作市では、ライフサイクルコストの最小化を目的に、施設の予防保全型管理を行うなど、施設の使用期間を伸ばす長寿命化に取り組んでいます。

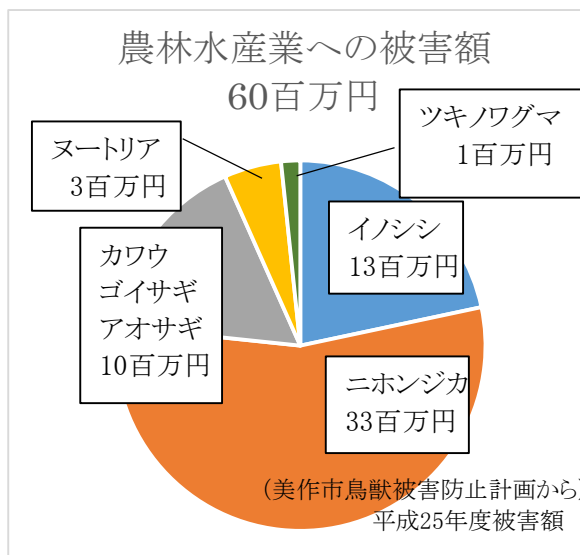
美作市内の下水道処理場は 27 施設あります。ほぼ同時期に建設されており、施設の更新も同時期になることが予想されます。また、処理場、管路の配管状況を見ると、統合が可能な近接した施設があります。維持管理費の低減と、後年発生することが予想される更新費用を削減するため、施設の統合を検討しています。



農作物の鳥獣被害防止に取り組んでいます。

イノシシやニホンジカ、ツキノワグマなど、野生鳥獣は増加傾向にあり、農林産物への被害が深刻です。鳥獣被害は、農業者の営農意欲を低下させるため、耕作放棄地を増加させる一因になっており、耕作放棄地の増大が更なる鳥獣被害を招くという悪循環になっています。

美作市では、イノシシ、ニホンジカの捕獲や捕獲柵の設置、被害防止柵の設置などに補助制度を設け、被害の軽減に取り組んでいます。



美作市の農作物鳥獣被害防止対策事業の主なもの（平成26年度）は、次のとおりです。

項目	支出済額	左のうち一般財源
防護柵設置補助事業	35 百万円	9 百万円
野生鳥獣捕獲奨励事業	112 百万円	62 百万円
有害鳥獣駆除班活動奨励事業ほか	1 百万円	0 百万円
合計	148 百万円	71 百万円

防護柵設置補助事業は、受益者3戸以上で設置する防護柵（電気柵、ワイヤーメッシュ、トタン、ネットなど）の資材費の2分の1を補助するものです。ただし、国や勝英農業共済事務組合の補助対象になると5分の1から2分の1の上乗せがあります。（地形によっては、3戸未満でも対象になることがあります。）

～美作市獣肉処理施設～

美作市獣肉処理施設は、有害鳥獣駆除により捕獲されたイノシシ、ニホンジカの食肉解体処理及び販売を行っています。平成26年度の運営状況は、次のとおりです。

受入頭数		イノシシ	214 頭	ニホンジカ		1,372 頭
歳入		歳出				
獣肉販売収入	17 百万円	賃金等	14 百万円	備品購入費	2 百万円	
		光熱水費ほか	8 百万円			
合計	17 百万円	合計	24 百万円			

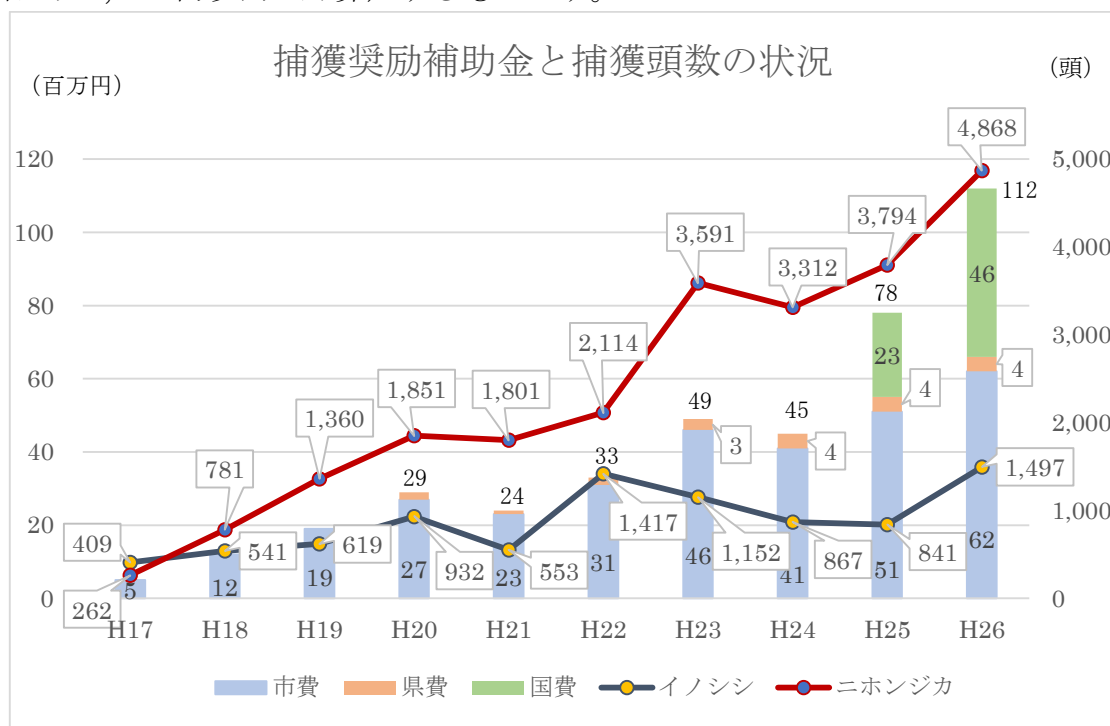
ニホンジカの捕獲頭数が増えています。

美作市の行っている被害防止対策のうち、捕獲についての補助制度である野生鳥獣捕獲奨励事業の主な内容は、次のとおりです。

鳥獣の種類	補助金の額	獣肉処理施設食肉等加算
イノシシ 1頭	5,000円～17,000円	4,000円～9,000円
ニホンジカ 1頭	10,000円～24,000円	3,000円

※有害鳥獣駆除班の活動や狩猟免許試験の受験についても補助制度があります。

イノシシ、ニホンジカの補助金の額は、平成25年8月に国費による助成制度が加わった（成獣1頭当たり8,000円以内の加算。）ことから金額の幅が大きくなっています。県費の補助金は、平成20年度からで、夏季の捕獲を奨励（1頭当たり4,000円以内の加算）するものです。



平成26年度の捕獲頭数（右軸）をみるとイノシシは、1,497頭と横這いの状況ですが、ニホンジカの捕獲頭数は4,868頭（前年度比28.3%増）と大きく伸びています。平成26年度の捕獲奨励補助金（左軸）の支出総額も1億1千2百万円（前年度比43.6%増）と大きな伸びとなりました。なお、市費分については、特別交付税の対象となっています。（ルール分として80%を算定。）

平成27年度から美作市鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣の捕獲などに取り組んでいます。隊員は、美作市猟友会会員のうちから委嘱しています。

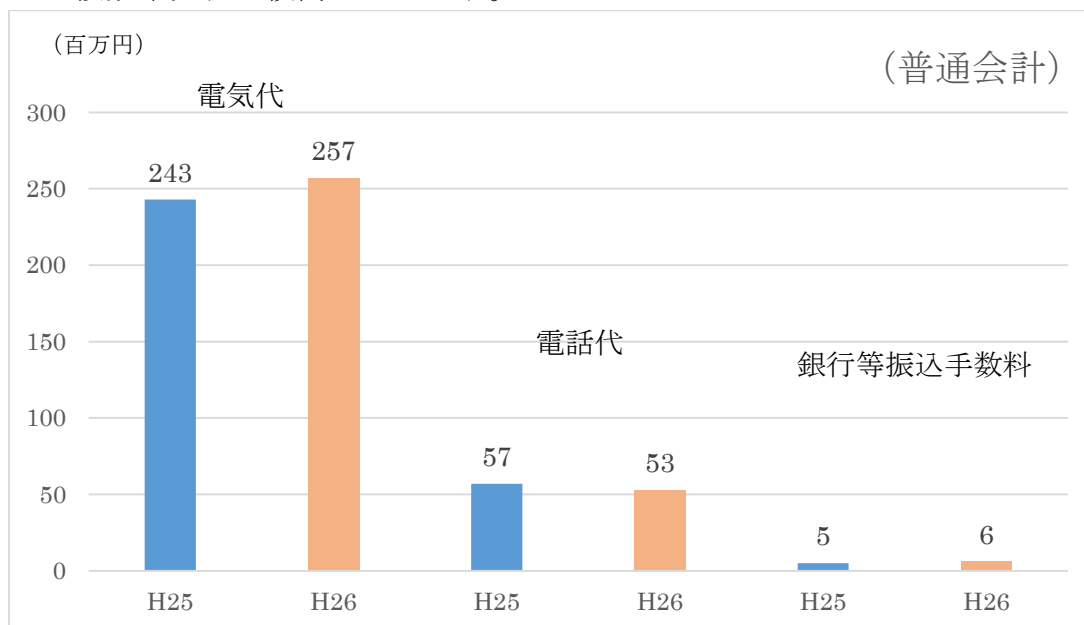
環境省は、「今のままの対策では、ニホンジカは今後も爆発的に増える。生息数を減少するためには、今の2倍以上の捕獲が必要」と言っており、抜本的な対策が必要になっています。

電気代など経常経費の削減が課題です。

美作市が支払った電気代（普通会計）の合計は、年間 2 億 5 千 7 百万円（平成 26 年度）で、前年度に比べ 1 千 4 百万円（5.8%）増加しました。

長年にわたって電力会社が独占してきた電力小売事業は、平成 12 年から段階的に自由化が進み、規制が残るのは家庭を中心とする「低圧」だけになっています。平成 28 年 4 月からは、これが完全に自由化（平成 32 年を目途に発電部門と送配電部門を分離。）されます。

美作市では、既に自由化されている「高圧」を含む全ての施設で中国電力と契約していますが、コスト削減のため、電力会社以外の電気事業者も含め、入札による複数年契約を検討しています。



美作市が支払った電話代（普通会計）の合計は、年間 5 千 3 百万円（平成 26 年度）で、前年度に比べ 4 百万円（7.0%）減少しました。市内には市内無料通話の活用を呼びかけています。美作市内でひかり電話加入者であれば通話料が無料です。先ず市内無料通話の発信をして、相手方がひかり電話に加入していなければアナウンスが流れるので、その場合は通常発信をすることになります。また、割高な携帯電話への発信が課題です。

市役所の場合の市内無料通話発信方法 $79 + 5 +$ 相手先番号

美作市が支払った銀行等振込手数料（普通会計）の合計は、年間 6 百万円です。指定金融機関である中国銀行と交渉した結果、平成 27 年 10 月から、振込手数料と窓口収納手数料が値下げ（一部無料）になりました。年間 3 百万円の削減を見込んでいます。

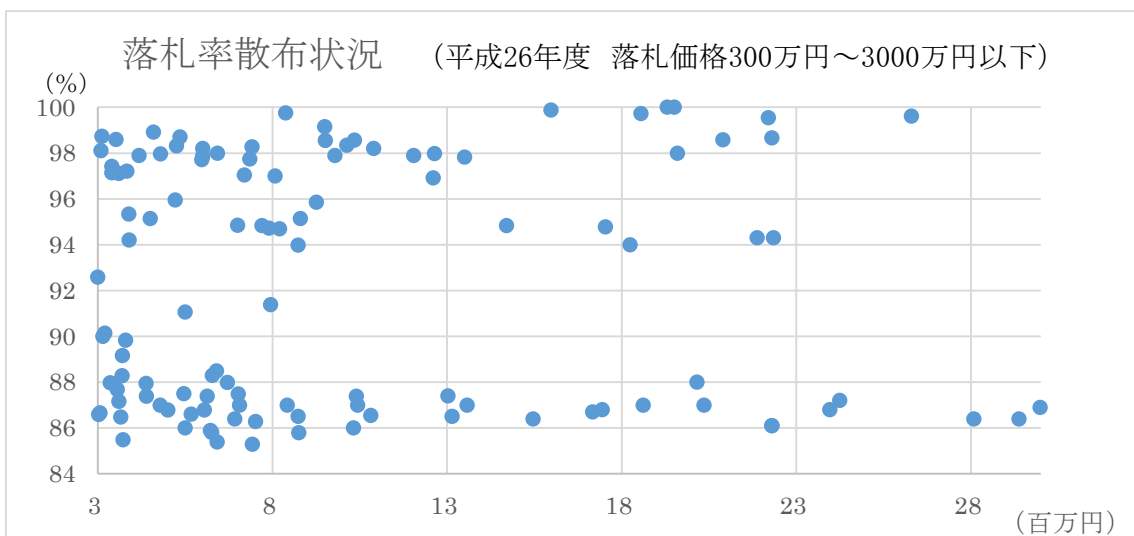
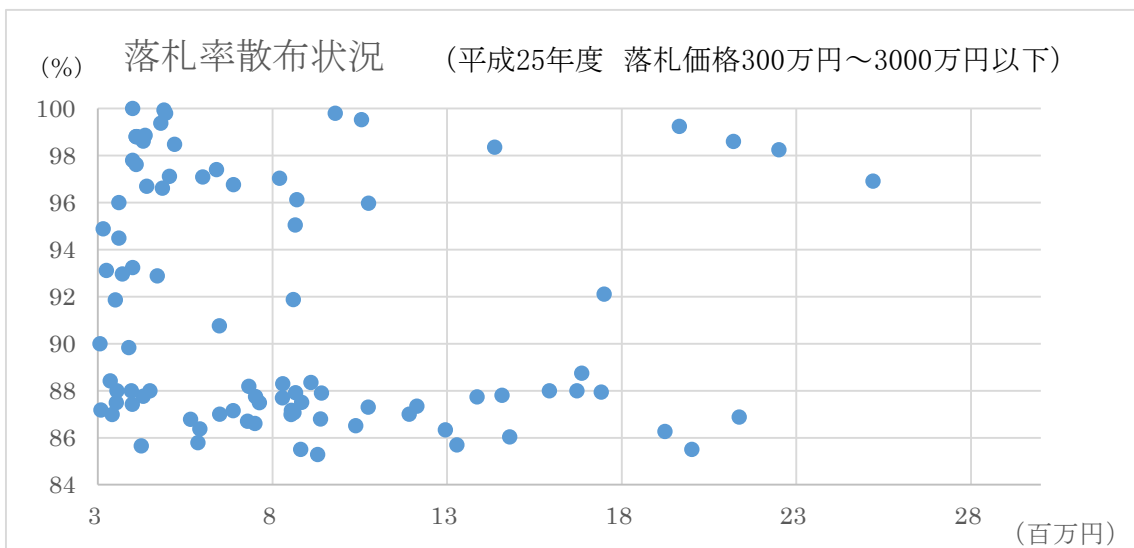
美作市発注工事の平均落札率です。

美作市が発注した建設工事の指名競争入札の執行状況は、次のとおりです。

年度	件数	上限価格合計 (税抜)	落札価格合計 (税抜)	平均落札率
平成 26 年度	253	1,695 百万円	1,535 百万円	87.4%
平成 25 年度	311	1,594 百万円	1,424 百万円	85.8%

上限価格は、地方自治法第 234 条第 3 項に規定する予定価格のことです。平均落札率は、工事毎の落札額を上限価格で除した落札率を更に平均したものです。

上の表の工事のうち、落札価格（税抜き）3 百万円以上 3 千万円以下のものの落札率散布状況は、次のとおりです。



工事の発注に当たっては、公正で適正な競争と透明性の確保に努めています。今後は地域別などの細かい分析が必要です。

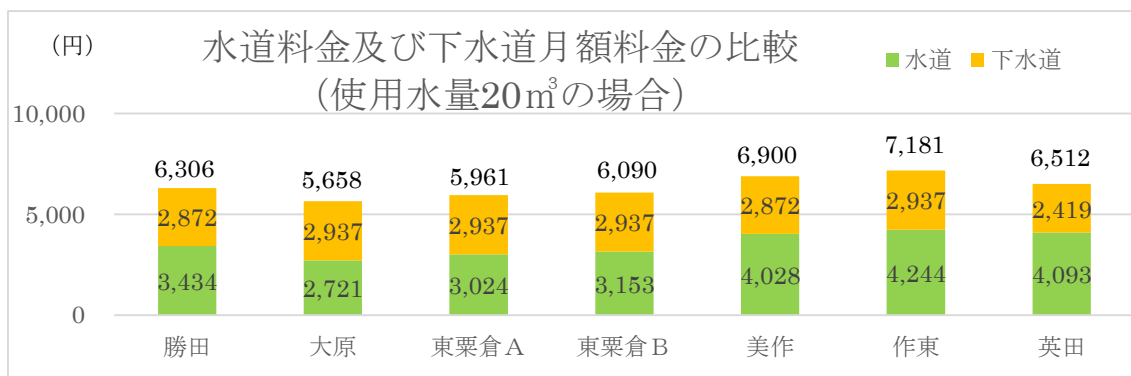
上下水道料金の統一が課題です。

美作市の上下水道料金（月額）は、次のとおりです。

地域	水道事業		簡易水道事業		下水道事業	
	基本料金 (6 m ³ まで)	超過料金 (1 m ³ 当り)	基本料金 (6 m ³ まで)	超過料金 (1 m ³ 当り)	基本料金 (6 m ³ まで)	超過料金 (1 m ³ 当り)
	円	円	円	円	円	円
勝田	-	-	1,166.40	162.00	907.20	140.40
大原	-	-	907.20	129.60	972.00	140.40
東栗倉 A	-	-	907.20	151.20	972.00	140.40
東栗倉 B	-	-	1036.80	151.20		
美作	1,231.20	199.80	-	-	907.20	140.40
作東	1,296.00	210.60	-	-	972.00	140.40
英田	1,296.00	199.80	-	-	907.20	108.00

(消費税を含んでいます。)

1 か月の水道使用量を 20 m³として、上下水道料金を比較すると次のようになります。



水道事業に比べて料金設定の低い簡易水道事業の運営が赤字のため一般会計から補てんをしている状況です。下水道事業の運営の赤字も一般会計から補てんしています。合併協定書では、上下水道料金について「合併後 5 年以内に統一する。」としていました。

使用水量は、人口減や節水機器の普及により減少傾向にあります。上下水道事業は、経営の合理化を図りつつ、将来に向けての永続的な事業運営を見据えた料金単価の検討が必要です。

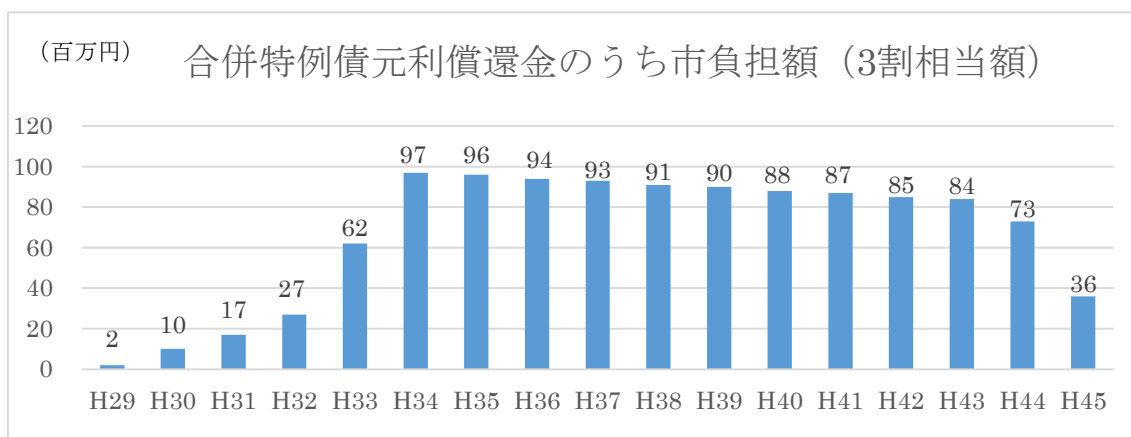
なお、地方交付税による財政的な援助を受けるための基準（平成 27 年度）は、有収水量 1 m³当りの使用料が、簡易水道事業の高料金対策繰出金で 192.24 円（税込）以上。下水道事業の高資本費対策繰出金で 162 円（税込）以上です。援助を受けるためには、使用料単価のほか、資本費などの基準もクリアしていなければなりません。

新庁舎建設について

収支見通しで見込んだ新庁舎建設事業の事業費等は、次のとおりです。

年度	事業費 (百万円)	左の財源内訳		事業内容
		合併特例債	一般財源	
H28	397	377	20	設計、用地取得、補償
H29	1,500	1,425	75	敷地造成、庁舎建設
H30	2,108	1,432	676	庁舎建設、外構工事、 備品整備、機器移転
H31	200	0	200	旧庁舎解体
合計	4,205	3,234	971	

総事業費 42 億 5 百万円のうち、起債対象事業費を 34 億 4 百万円と見込んでおり、合併特例債の発行額（充当率 95%）は、32 億 3 千 4 百万円となります。合併特例債は、元利償還金のうち 7 割が普通交付税により補てんされます。残りの 30%分を年利 1.8%として試算すると美作市の後年度負担は、次のとおりです。（償還は 15 年間（うち 3 年据置）の半年賦元金均等償還です。）



この償還見込みでは、平成 32 年度から元金償還が始まり、平成 34 年度には 9 千 7 百万円の償還となり、以降 8~9 千万円の償還が見込まれます。この償還により財政指標は、平成 32 年度以降、実質公債費比率が 0.9~1.0%、経常収支比率が 0.6~0.7%上昇することが見込まれます。

しかし、新庁舎建設に合併特例債を活用できない場合は、この 3 倍以上の負担が必要になります。

新庁舎建設事業は、総事業費の圧縮に最大限努力しなければなりません。「美作市庁舎整備に関する建議書」には、「次の世代に大きな負担を残さないように、合併特例債は最大限活用し、将来の人口推移を勘案してコンパクト化を図ることにより、事業費を可能な限り抑えていただきたい。」とあります。

4 今後の収支見通し

収支不足に転落する恐れがあります。

次の表は、平成 26 年度決算及び平成 27 年度決算見込みを基に向こう 5 年間の財政収支を推計したものです。今までのトレンドをベースとした見通しでは、平成 31 年度決算から収支不足となっています。

(単位：百万円、%)

		H27		H28		H29	
		金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
歳入	市税	2,953	△4.1	2,938	△0.5	2,923	△0.5
	地方交付税	11,306	△2.6	11,030	△2.4	10,549	△4.4
	国県支出金	2,487	△23.3	2,766	11.2	2,592	△6.3
	市債	2,635	△8.7	3,209	21.8	3,377	5.2
	その他	2,573	0.8	2,720	5.7	2,681	△1.4
	合計	21,954	△6.0	22,663	3.2	22,122	△2.4
歳出	人件費	3,667	0.2	3,728	1.7	3,657	△1.9
	扶助費	2,364	3.4	2,444	3.4	2,527	3.4
	公債費	3,262	△12.9	3,204	△1.8	3,084	△3.7
	物件費	2,554	0.0	2,554	0.0	2,554	0.0
	補助費等	3,337	2.5	3,030	△9.2	3,066	1.2
	普通建設事業費	2,433	△27.8	3,459	42.2	3,468	0.3
	その他	2,762	△17.4	2,730	△1.2	2,707	△0.8
	合計	20,379	△8.3	21,149	3.8	21,063	△0.4
収支差引額		1,575		1,514		1,059	

(単位：百万円、%)

		H30		H31		H32	
		金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
歳入	市税	2,909	△0.5	2,894	△0.5	2,880	△0.5
	地方交付税	10,310	△2.3	10,161	△1.4	9,999	△1.6
	国県支出金	2,601	0.3	2,625	0.9	2,635	0.4
	市債	3,584	6.1	2,437	△32.0	2,509	3.0
	その他	2,451	△8.6	2,040	△16.8	1,909	△6.4
	合計	21,855	△1.2	20,157	△7.8	19,932	△1.1
歳出	人件費	3,553	△2.8	3,480	△2.1	3,496	0.5
	扶助費	2,613	3.4	2,702	3.4	2,794	3.4
	公債費	3,192	3.5	3,392	6.3	3,380	△0.4
	物件費	2,554	0.0	2,554	0.0	2,554	0.0
	補助費等	2,842	△7.3	2,790	△1.8	2,696	△3.4
	普通建設事業費	4,022	16.0	2,441	△39.3	2,333	△4.4
	その他	2,822	4.2	2,813	△0.3	2,802	△0.4
	合計	21,598	2.5	20,172	△6.6	20,055	△0.6
収支差引額		257		△15		△123	
累計不足額		-		△15		△138	

推計の考え方

歳入、歳出の推計の考え方は、平成 26 年度決算及び平成 27 年度決算見込みを基にしたほか、次のとおりです。

1 歳入

- (1) 市税は、過去の推移を勘案して、伸率を△0.5%で算定しています。
- (2) 地方交付税のうち、普通交付税は市債償還に係る算入分を除き、伸率を 0%とし、市税等の収入見込額を勘案して算定しています。市債償還に係る算入分は、今後の借入と償還を見込んで算定しています。平成 27 年度から始まった合併算定替の縮減措置については、平成 28 年度 3 割減、平成 29 年度 5 割減、平成 30 年度 7 割減、平成 31 年度 9 割減で見込み、平成 32 年度は一本算定としています。特別交付税は伸率を 0%として算定しています。
- (3) 国県支出金は、社会保障費の伸びや普通建設事業費を勘案して算定しています。
- (4) 市債は、普通建設事業費を勘案して算定しています。過疎対策事業債ソフト分は、据え置きとしています。臨時財政対策債は、普通交付税と同様に合併算定替の縮減措置を見込んでいます。
- (5) 繰越金は、前年度収支差額の 2 分の 1 を計上しています。(残り 2 分の 1 を財政調整基金に積み立てることにしています。)

2 歳出

- (1) 人件費は、職員の退職、採用等を勘案して算定しています。
- (2) 扶助費は、過去の推移を勘案して伸率を 3.4%として算定しています。
- (3) 公債費は、今後の借入と償還を見込んで算定しています。
- (4) 物件費は、据え置きとして算定しています。
- (5) 補助費等は、企業会計への繰出金や作東産業団地分譲促進補助金を勘案して算定しています。
- (6) 普通建設事業費は、現在計画されている大規模事業の個々の事業費を積み上げて算定しています。

主な普通建設事業

- ・新庁舎建設事業（現庁舎解体を含む。）
- ・城山公園整備事業
- ・幼児園建設事業（2 か所）
- ・ごみ処理施設（最終処分場）整備事業
- ・地域住宅支援事業
- ・火葬場整備事業
- ・道の駅整備事業
- ・市道川北田淵線改良舗装事業
- ・市道平福山外野線改良舗装事業
- ・市道田原吉田線改良舗装事業
- ・小規模土地改良事業
- ・情報通信設備・CATV機器更新事業

収支不足にならないようどう対応するか

収支不足にならないよう取り組みます。

- 1 国に対し、合併市の実態を踏まえた普通交付税の算定となるよう見直しを求めています。この収支見直しは、平成 27 年度までに明らかになった見直しを反映したものです。来年度（平成 28 年度）以降も人口密度の補正や標準団体の面積の見直しで、3 億円以上の増額を期待しています。
- 2 城山公園のほか都市公園面積の拡大や市道認定の増で、普通交付税の算入増に取り組みます。城山公園整備計画により 400ha を都市公園とした場合、翌々年度から 1 億 4 千万円（平成 27 年度単位費用）の算入が見込まれます。
- 3 国に対して、合併前の市町村を対象とした簡易水道高料金対策の継続など、地方公営企業の経営支援を求めます。
- 4 地方創生の深化のため新型交付金の確保に取り組みます。また、新型交付金を使い勝手のよいものとなるよう求めています。
- 5 電気代をはじめとする固定経費の削減に取り組みます。

今回の収支見直しを、昨年度作成した収支見直しと比べてみました。

収支 差額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H27-H31 合計
初版	1,796	1,707	904	697	225	46		3,579
第 2 版		1,575	1,514	1,059	257	△15	△123	4,390
比較		△132	610	362	32	△61		811

普通交付税の縮減率が同じ平成 27 年度から平成 31 年度までの収支差額の合計で比較すると、今回の収支見直しの方が 8 億 1 千 1 百万円改善しています。これには、普通交付税の算定見直しの効果が含まれていますが、引き続き収支改善の努力をしていかなければなりません。

平成 31 年度の収支不足 1 千 5 百万円は、現庁舎の解体費用を一般財源で見込んでいるためです。普通交付税の段階的縮減期間が平成 31 年度で終わり、合併 16 年目の平成 32 年度から一本算定になります。平成 32 年度の収支不足 1 億 2 千 3 百万円は、普通交付税の縮減によるものです。

平成 31 年度からの収支不足を財政調整基金で補てんした場合の財政調整基金残高の推移は、次のとおりです。（積立額には、当該年度の収支差額の 2 分の 1 を含む。単位は百万円。）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
積立／取崩		787	757	530	128	△15	△123
基金残高	5,445	6,232	6,989	7,519	7,647	7,632	7,509

財政調整基金残高の推移をみると、平成 32 年度までに 20 億 6 千 4 百万円増加する見込みです。

<おことわり>

美作市の平成 26 年度一般会計及び特別会計の決算並びに健全化判断比率については、監査委員が審査中です。財政の総点検【第 2 版】では、監査委員の審査に付した平成 26 年度決算数値等を記載しています。